

# 政審資料

1958年  
1月15日発行

No. 8

一目 次一

恩給既得権論は正しいか..... 1

△焦点△

一、国民年金制度案..... 2  
二、社会保険診療報酬問題に  
    対するわが党の態度..... 6

三、石炭鉱業当面の社会化構想(案)..... 9

四、金融政策..... 11

五、水産政策..... 13

△解説△

一、道徳教育に関する問題点..... 21  
二、酪農の現状と対策..... 25

△研究△

一、漁業テーマ研究会報告(一)..... 27  
二、中小企業資本について..... 29

△資料△

一、昭和三三年度予算編成に  
    対する要望書..... 32

二、日経連の見解に対する再批判..... 33

三、日経連の賃上げ抑制理論の  
    矛盾を衝く..... 34

四、第二十七国会に於ける  
    地方行政委員会活動の基本方針..... 35

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話 霞ヶ関 580131~9内線 2222番

# 恩給既得権論は正しいか

軍人恩給の増額は、世の激しい指弾を浴びており、社会党はこれを全国民を対象とする「国民年金制度に切換えるべきである」と主張している。しかし現実にこの主張の障害となつてゐるのは恩給局・法制局などが主張する「既得権論」である。

彼らは、これは国が約した財産上の権利で、憲法二十九条に言う如く、「財産権はこれを侵すことが出来ない」のだから、これを侵害すれば憲法違反であると主張している。

果してそうであるうか。恩給受給権が財産権の一部としても、憲法二十九条二項及び三項は、財産権の絶対的、無限の主張を認めず、その内容は「公共の福祉に適合するよう」に、法律でこれを定めることができるとしている。また憲法二十五条は全国民に社会福祉の政策を実施することを命じており、八千万人の怒りを抑圧して二百万人の特権を許してはいないのである。

さらにまた「既得権論」に幻惑され見落されている根本的な問題がある。それは恩給を受ける権利とは一体何か？ ということである。

明治憲法の下天皇の軍人、天皇の官吏の特権が横行していた時代、反動的軍国主義政府の支柱として制定されたのが軍人恩給であり、文官恩給であつた。今日、國民主権を明記する日本国憲法は、旧軍人・公務員に対して如何なる特権も認めてはいない。憲法の如何なる条章にも、旧軍人・公務員を他の一般国民と区別して、これに対してのみ恩給を支給する権利を認めたものではない。それどころか、憲法は、「すべて公務員は、全体の奉仕者である」（十五条）と規定し、特別の権利よりもむしろ義務を要求しているのである。従つて主張されている既得権とは憲法上認められていない、恩給受給の既成事実の積重ねを合理化せんとする議論にすぎない。しかも憲法では、榮典の授与は、いかなる特権も伴わず一身専属と規定しているのに恩給は遺族にまで支給されているのであるが、これまた何らの法理的根拠を持つていらない。

以上述べたことによつて、恩給そのものが憲法上根拠のないものであることが明らかになつた。憲法の精神と条章とに照し、また、一千万人の生活困窮者を有する日本の現状に鑑み、わが党は、恩給制度を国民年金制度に切換るべきことを主張する。

# 焦點

## 一、国民年金制度案

### 前文

わが国の老令、遺族、廢疾に關する保障は、社会保障制度の中においてもつとも遅れた部門である。

年金制度の確立については、既に昭和二十五年十月、二十八年十月に社会保障制度審議会の勧告が行われたが、今日に至るも制度の整備拡充は殆んど行われず、各制度が雑多不統一のまま併立し、国民の極く一部の者のみがその恩恵に浴しているにすぎないのである。

戦後、わが国人口の増加、なかんすく生産年令人口の増加は、六〇才以上の者の就労の機会を減少させ他方、六十才のものの平均余命は戦前（昭和一〇一一年）の男子一二・五年、女子一五年に比し、最近（昭和三一三二）では男子一四年、女子一六・七年と延長を示している更に、昭和二十五年に六四〇万人（全人口の八%）にすぎなかつた六十才以上の老人人口は、今日（昭和三十二年）では七六〇万人（八・三五%）、昭和四十年で九四〇万人（一〇%）、昭和五十五年では一、二九〇万人（一二%）を占める結果となる。しかもこの老年化現象の速度は欧米の例とは比較にならないほど顕著になってゆくのである。

これに加えて、家族制度の変革は老人者たる親に対する扶養の義務なしとする誤った理解が行われて、これを無力化し、更に戦後の国民生活の窮乏化はこれに拍車をかけている。又老後に備えて蓄えられた貯蓄の価値は今日経済の変動により全く無価値に等しくなつている。

母子世帯においても、今日一八万円未満の所得を有する世帯はその九〇%を占めているのであつて、母子世帯の殆んどが、低所得と不安定な就労の中に、子女の保育を行つてゐるのである。身体障害者についても、障害のための特殊な失費があるにもかかわらず、自ら所得の機会

に恵れず、最低生活の維持が困難であるのが現状である。

現行年金制度にしても種々の欠陥があり、それは同時に国民年金制度確立の大きな障害になつてゐる。

即ち、現行制度の欠陥を指摘すれば左の通りである。

1、各種の年金制度が存するが、それらの包括範囲は決して国民的な広がりをもたず、ほとんど賃金労働者や俸給生活の一部分のみに限られている。

2、各制度は雑多不統一であつて費用負担、受給年令及び給付内容は著しい差があり、不均等である。國庫負担についても合理性を欠いている。

3、各制度間に資格年数の通算が行われないため、すべての職場を通じての老令年金制度が確立されていない。

厚生年金保険と船員保険との間に「交渉法」があり、通算が行われているだけでその外は通算は行われていない。

4、現行の年金額は老令者の最低生活を保障するものではない。

5、現行年金制度の積立金の運用についても被保険者の有利になるような考慮が必ずしも充分に払われていない。

6、現在の各年金制度の改革は、それぞれ一方的な独自の立場からのみ企画されようとするきらいがありかくては現行制度の矛盾と跋行き性はますます拡大され、一層複雜性を加える危険が多分にある。のみならず、かかる個別的な制度の競合的発展は、國家財政及び国民経済の見地からみても無駄が多く好ましいものではない。かかる傾向は主として各年金制度の所管とその改正の企画が一元化されていなき事情に基くものである。

7、恩給は約一千億円に達しており、総合的年金制度の確立にあたり、充分調整せらるべき

段階にきている。恩給制度は恩恵的人事行政上の手段であり、俸給に対する後払い的補償の要素があるともいえるが実際には、国がかつての使用人に対しその生活を保障するという意味をもつものである。

8、民間会社の退職手当金制度は生活保障的なもの、褒賞金的なもの、賃金的なもの、賃金の後払い的なもの等、その性格は区々であるが、金額は終身の生活を保障しうるものではない。

9、民間事業所における年金五十五才の定年制は単に過去の伝統や生活習慣を反映しているだけに過ぎず今日の平均寿命の延び、現行制度の受給年命等との関連において合理性、妥当性があるものではなく、その間の空白期間に對する措置は講ぜられていない。

10、現行制度の既得権の問題は整備改革の障碍となつてゐる。

こうした現状において、社会保障の恩恵に取残された老令、遺族、廢疾の人々に対する保障は、国の責任において速やかに確立されねばならないのである。ここに国民年金制度確立の必要なる所以がある。

われわれは以上の見地に立ち、ここに国民年金制度の構想を明らかにするものであるが本制度の内容は、最低の基準を示したものであつて、今後の経済の成長、国民所得の延びに応じて、内容の改善向上を図るものである。

## 第一 国民年金制度の原則

- 1、国民年金制度は、全国民を対象とする。
- 2、年金給付金額は健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとする。
- 3、国民の受益を公平する。
- 4、現行制度により得ている既得権は尊重する。

## 第二 基 本 方 针

- 1、社会保障省を新設し、年金及び医療等の行政を強化する。
- 2、すべての被保険者期間を通算する。
- 3、年金給付額は物価の変動に応じてスライドする。
- 4、年金制度の種別は、当面、拠出年金と過

渡的な無拠出年金の一本建とする。

5、拠出年金制度は、一般国民年金保険、被

用者年金保険とし、給付はいづれも、老令

年金、遺族年金、廢疾年金とする。

無拠出年金制度は、養老年金、母子年金、身体障害者年金とする。

6、現行年金制度はこれを調整統合する。

7、退職手当金制度はそれぞれの特殊事情に応じて公的年金制度の補足的なものとす

る。

8、拠出年金制度の適用対象者で拠出困難な者或いは不可能な者に對しては、その程度に応じて減免し、国がその額を負担する。

## 第三 拠出年金制度

### 一、老令年金

#### (一) 適用対象

##### 1、一般国民年金保険

被用者年金保険の被保険者以外のもの（自営業者、農民、漁民、被用者年金保険の被保険者の被扶養者等）で、二十才から五十四才までのものに対し強制適用する。

##### 2、被用者年金保険

全ての雇用労働者（五人未満事業所日雇労働者等を含む）で、二十才から五十四才までの被用者に対し強制適用する。

##### 受給資格

1、年金の受給資格は、雇用、労働からの離脱のいかんにかかわらず、所定の年令に達した者である。

##### 2、年 令

(1) 拠出年金においては男、女のいかんを問わず六十才から支給する。但し、特定の産業に從事する者にあつては、五十五才から支給する。

(2) 被保険者の希望により、五十五才から「くり上げ年金」を、六十五才から「くり下げ年金」を支給することができる。

##### 3、拠出期間

拠出期間は三十五年とする。但し、特定産業に從事する者に對しては特別

の措置を講ずる。

### (三) 年金額

#### 1、一般国民年金保険

年金額は、一律に八万四千円とする。

#### 3、被用者年金保険

年金額は基本額に報酬比例を加えたものとする。

(2) 基本額は年八万四千円とする。

(3) 報酬比例額は、標準報酬月額に百分の一を剥じて得た被用月数を剥じた額とする。

$$\text{例} \quad \frac{1}{100} \times \text{被用月数} = \text{平均六三} \cdot \overline{0} \text{ 円}$$

$$+ (\text{標準報酬月額} \times \text{平均一四五} \cdot \overline{0} \text{ 円})$$

### (四) 財源

#### 1、国庫負担

(1) 事務費は全額国庫負担とする。

(2) 一般国民年金保険は、賦課方式と積立金方式の折半方式をとる。したがつて、給付費の五割を国庫負担する。

(3) 被用者年金保険は、積立金方式をとり、給付費の二割を国庫負担する。

(註) この二割は、基本額と報酬比例部分の合計額に対する支出であるので、一般国民年金における国庫負担額に換算すれば、現在の標準報酬をもととする状態において、三割五分の国庫負担となる。将来、本年金制度進行中において、賃金ベースアップにより、上位の標準報酬部分に転位するものが多いので、当然五割の水準に達することが推定されるものであつて、労働者と他の国民に対する国庫負担の公平制が保たれることになる。

#### 2、保険料

(1) 国民年金保険においては、均等割五、所得割三、資産割二の割合において算出する。

(2) 被用者年金保険において、標準報酬月額に一定率を乗じて得た額とする。

### (四) 無拠出年金制度

拠出年金制度の施行当時、その適用対象者

以外の者、母子世帯及び身体障害者である者に対しては、過渡的な措置として、無拠出年金制度を実施する。

無拠出年金制度の種別は、養老年金、身体障害者年金とする。

二、遺族年金及び廃疾年金

ととする。

制を基本として定める。

(3) 右の負担は労使で負担するものとし、使用者は五割以上を負担するこ

ととする。

#### 1、養老年金

六十才以上六十五才未満の者に対する左の年金額を支給する。

(1) イ 本人の所属する世帯の総所得が、年額十八万円未満であるもの

ロ、本人の所属する世帯の総所得が、年額十八万以上三十六万円未満であるもの

年額六千円（月額五百円）

(2) イ 本人の所属する世帯の総所得が、年額十八万円未満であるもの

年額二万四千円（月額二千円）

ロ、本人の所属する世帯の総所得が、年額十八万円以上、三十六万円未満であるもの

年額一万二千円（月額一千円）

(3) イ 左の各号の一に該当する場合は、年金は支給されない。

イ 本人の所得が、年額七万二千円以上であるもの。

イ 本人の所得と支給年金とを合算した額が、年七万二千円を超える時は、超えた分の年金額は支給されない。

イ 本人の所属する世帯の総所得と支給年金とを合算した額が、年三十六万円を超える時は、超えた分の年金額は支給されない。

## 2、母子年金

(1) 十八才未満の子女を有する母子世帯に對しては、年三万六千円（月額三千円）を支給する。

(2) 十八才未満の子女が、二名以上の場合においては、第二子から一名につき年額七千二百円（月額六百円）を加算する

（児童加算）

(3) 年額一二万円以上の所得を有する母子世帯に對しては、年額一万八千円の年金を支給する。児童加算は第二子から一名

につき、年額三千六百円（月額三百円）を支給する。

(4) 年額一八万円以上の所得を有する世帯に對しては、年金を支給しない。

イ、世帯の所得と年金額を合わせて、年額一八万円を越える時は、それを越えた分の年金額は支給されない。

ロ、一二万円以上の所得を有する母子世帯の所得と年金額との合算額が、これと同数の子女を有し一二万円未満の所得を有する母子世帯の所得と年金額の合算額に満たない時は、満たない分の年金額はこれを加算支給する。

## 3、身体障害者年金

(1) 身体障害者に対しては、年額三万六千円（月額三千円） $\parallel$ 平均を支給する。

(2) 身体障害者の妻及び子女ある場合は、名につき年額七千二百円（月額六百円）を加算する。

(3) 年額一二万円以上の所得を有する世帯に對しては、年額一万八千円の年金を支給する。その際の加算は、一名につき三千六百円（月額三百円）とする。

(4) 年額一八万円以上の所得を有する世帯に對しては、年金を支給しない。

イ、世帯の所得と年金額を合わせて年額一八万円を越える時は、それを越えた分の年金額は支給されない。

ロ、一二万円以上の所得を有する世帯の所得と年金額の合算が、これと同数の加算者を有する一二万円未満の所得を有する世帯の所得と、年金額

に満たない時は、満たない分の年金額はこれを加算支給する。

## 4、その他

(1) 以上の無拠出年金制度により受給する年金は、原則として生活保護費と併合するものとする。

(2) 無拠出年金制度により受給する年金額はこれを標準として、租税その他の公課を課せられない。

## 第五 過渡的措置

1、本制度施行当時、現行公的年金制度の被保険者であるものは被用者年金保険に吸収する。但し、國家公務員共済組合、公共企業体職員共済組合及び恩給については一定年限を以て本制度に吸収する。

2、したがつて、右の但し書き以外の現行制度によつて、既に積立られた積立金は、国民年金基金に繰入れる。

3、本制度施行当時、二十一才から五十四才までの者に對しては、次の措置を講ずる。  
(1) 一般国民年金保険—三十五年に満たざる一年につき、一定率を遞減する（表一の通りである。）

4、(2) 被用者年金保険—定額部分については一般国民と同様とし、これに報酬比例額を加える。

4、本制度施行当時五十五才の者は、無拠出年金制度の適用対象となる。

5、本制度施行当時、既に母子世帯、身体障害者世帯であるものは無拠出年金制度の適用対象となる。

表一 本制度施行による

経過措置としての年金額  
(一般国民年金及び被用者年金の基本額)

施行当時 の年令	六〇才よりの支給額 (月額)	六〇才から六四才 までの支給額 (月額)	六五才からの支給額 (月額)
五四才	一、一五〇	二、〇〇〇	一、一五〇
五三	一、三〇〇	二、〇〇〇	一、三〇〇
五一	一、四五〇	二、〇〇〇	一、四五〇
五一	一、六〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇

五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三四 三八 三七 三六 三五

二、九七

APR 11 19

三四  
三三一  
三二一  
三一〇  
二九  
二八  
二七  
二六  
二五  
二四  
二三  
二二  
一一  
一〇

## 二、社会保険診療報酬問題に

だいするわが党の方針

われわれは、被保険者の負担を増すことなく、その利益を擁護し、医療担当との協力を深め、社会保障制度前進のため、国の責任を強調し、国民生活向上の見地にたつて、ここにわれわれの政策を明らかにするものである。

国民皆保険の計画を完成するため医療費の増加は漸次に行う

政府の国民皆保険計画は、お先真つ暗であるが、われわれは三ヵ年計画でこれを実現させる方針である。

して、多年の懸案であるが、その後、保険経済の赤字のため今日に及んだのである。しかも、本問題の関連するところはきわめて多岐にわたり、かつ深刻であつて、国民皆保険との関係、医療費の増加と国民総医療費の問題、わが国医業の現況と将来への影響、社会保障費のすう勢と国庫負担の要求等わが国社会保障の根本にふれるところが多く、本問題の解決は国民皆保険の実現を左右する社会保障の重大問題である。

しかるに政府は、官僚独善の態度でこれにのぞみ、その対策も単に、当面を糊塗するにすぎないため、事態を混乱に陥れている現状である。

保健労 務 康者雇	日 常 健 康 保 險	昭和三 三 年 度	未適用範囲の拡大 五人未満の未加入者の吸収 家族給付率の引上げ	同	八割以上	同	六割以上	療養給付率
昭和三四 年 度	傷病手当金新設等			同	同	同	同	負担庫
昭和三四 年 度	健康保険なみに改善			同	同	同	同	療養給付費 三〇%
				(政府管掌) 二一〇% (組合管掌) 一一〇% 同		同	同	
			給付費 五〇%	五〇%	五〇%	五〇%	四〇%	

国民皆保険の最終目標は、全国民に平等に、かつ最上の医療を与えることにある。

三ヶ年でその体制を完了し、さらに各種社会保険を統合し、その運営の民主化、能率化を企図するものである。

したがつて、この皆保険体制実現のために、療養担当者の心からなる協力を求めたいと思う。

しかしながら、その協力とは犠牲を強いることであつてはならない。われわれは、療養担当者の意見に素直に耳を傾け、できるかぎりその要望を容れつつ皆保険の確立に進みたいと念願するものである。

## 第二 医療内容の向上のため、

### 適正診療報酬を必要とする

診療報酬は、一般的物価とは本質を異にする。その医療によつてかけがえのない生命の保障をえなければならぬし、医療において「安かるう、悪かるう」は禁物とするところである。けだし、適正な診療報酬とは、専門技術者としての生活、医療担当者としての必要な設備と進歩等が適当に考慮されたものをいうのである。

われわれが、この適正報酬の支払を認めようとするのは、それによつて最上の治療を望むためである。

保険医療に制限が加えられることは反対である。最新の医学医術と、優秀な医薬品とが保険の外にあつてはならないのである。保険医療にいささかの不信があつても、これを看過することは許されない。

かりに、医療内容の向上のため、医療報酬の増額を見たとしても、治療日数が短縮され、予後の結果も良好にて、国民の職場復帰が一日でも早くなればなるほど、国家全体の利益は、医療費の増加などとは比較にならないものがあると信ずる。

わが国情が、国民の勤労と生産向上を強く要請するにかんがみ、疾病にたいする治療率の問題は、きわめて重大であることを指摘するものである。

## 第三 医療の合理化を断行する

ため

医療の合理化は、すなわち医療内容向上の要諦である。現在の診療報酬における点数の組み方がいわゆる物と技術を混同し、技術料の評価が使用材料費に比例する傾向にあるため、種々の弊害を生んでいる。先づこの点が是正されねばならない。医療技術の尊重は、この弊風を打破する唯一の方途である。この機会に技術に対する適正評価を重点とする医療の合理化を断行すべきである。

以上の見地から、われわれは、この際過去の行きがかりをして医療合理化の一途として金額表示方式を採用するものである。これによつて、点数単価方式の複雑さと、今日議論されている二本建点数表の不合理を解消し、更に事務簡素化の実をあげることができる。

具体的には、支出可能な医療費増額の総ワクを定め、そのワクの中において金額表示方式による適正診療報酬を決定する。そのため権威ある機関を設置し、明年四月より実施を目指して、直ちその作業に着手すべきものとする。

## 第四 保険経済の見通しに立つて

政府管掌において保険経済最悪の時期は過ぎ去つたと考へる。すでに、昭和三一年度は約五〇億円の黒字を示し、当初の予想に比すれば約一〇〇億円の好転である。当分、このすう勢に変りはない。したがつて、保険経済の可能な範囲で、保険の拡大、給付の向上、被保険者の負担減、保険医の待遇改善等を行うことは、けだし当然のことである。

## 第五 国庫負担との関係について

医療の合理化は皆保険のため不可欠である。したがつて医療費の増額にたいして、国の負担が考えられなければならない。

ただ皆保険の中心たる国保への影響はもつとも重視せねばならないが、これがため国庫負担の増額を大巾に実現し、一方において広汎なる新制度の確立によつて国保経済の均衡をはかりえる。或いは又、地域保険の特殊性にかんがみ医療担当者の特別の協力も期待することができ

るであろう。

われわれの主張する国庫負担額が実現すればややわれわれの意図に近い診療報酬を算定することができるが、今は現政府の下において考えられるうる財源の範囲においても、次の如く算定することができる。

政府管掌健康保険において医療給付費の一割を国庫負担とすれば、約三五億円の増となる。

これに三一年度の黒字約五〇億円、三二年度の黒字約三五億円、同じく三三年度の黒字予想三五億円を加えると、計約一五五億円の財源を有する。尚、同時に結核医療費の保険財政への重圧を考えて、われわれは積極的に結核対策を拡充強化して保険財政の軽減に資するものである。

われわれはこれらの財源によつて被保険者の負担減、並びに医療内容改善のための医療費の増加分、保険医待遇改善等に充当すべきであると考える。

## 第六 保険医政策について

適正医療費の計算基礎は、保険医を勤務者とする給与体系を主軸とするか、或いは企業としての適正利潤を与える方式によるか、そのいずれにウエイトをおくかは、けだし保険医制度の方向を示すポイントである。

日本医師会は明らかに前者を拒否するが、保険医療費の六〇%は現に勤務医師の手によつて行なわれている。保険医制度について政府の方針はあいまいである。従来、多くの混乱を招いた原因はここにある。

われわれは保険医を準公務員に改め、定員制をしくなど今日の医業形体を変革しようとするものではない。

もちろん、社会保険の性格はきわめて公共性が強い、かつ今日全部の医師にたいし、この医療に参加することを認めている以上は、保険医療費は、この支払能力の範囲にて医療担当者が配分するの外はないのである。

われわれは現在の私的医療機関を十分に活用する保険医信頼主義をとるものである。すなわち、現実に即しながら、しかも合理化の理に一步近づけることとし、これによつて保険医の納得をもとめ、その自覚と良識に信頼せんとするものである。

したがつてわれわれは保険医自から自律自潔し、濫診濫療の弊のごときはこれを自主的に規整し、われわれの期待に応え、国民の信任を深められたいと希望する。もしこれらの期待にそむき、国民の不信を招くにおいては、新保険医制度の要求となり、保険医の専任制、定員制等が問題とならざるをえないであろう。

医師の生活水準が往時に比して上昇したといふ確証はない。一部の者の収入が増加していることは事実であるが、一方において相当数の医師が恵まれない状況にあることも亦事実である又、勤務医師の給与ベースも不适当に低いことも見逃すことはできない。

さらに、われわれの憂慮にたえないことは、公私医療機関を通じ、次第にその医療設備が荒廃しつつある傾向である。これは、医療内容のために重大な問題であり、整備改善に努力しなければならない。

以上の諸点から、医療費の適正化は真にやむをえないと考える。

## 結論

われわれの見解を以てすれば、診療報酬の改善は政府管掌健康保険においてさえ、被保険者の負担を増すことなく一〇%乃至一五%の可能性を示している。しかも、合理化の英断、保険の事務の簡素化、医薬品衛生材料のれん価提供、医療施設改善のための長期低利の金融措置等の総合的施策によつて或る程度の医療費節約も予見することができる。

したがつて、将来を達見すれば診療報酬の合理化とその増額は、保険のためには、むしろプラスになるということができる。

尚、われわれは、国民の罹病率をそのままにして、徒らに医療費の高下のみを論ずることを避けねばならない。すなわち、疾病的予防対策に全力を注ぐべきことを主張するものであつて結核対策の積極的推進、公衆衛生の発展的活動は喫緊の急務であるといわねばならぬ。

われわれは、医療担当者と保険者とが相互に理解と信頼を深め、速やかに協力して問題の処理をなすべきことを勧告する。誤解と反撥と憎悪とはただに保険制度を阻害するのみでなく、国民にとつてまことに大なる不幸である。

### 三、石炭礦業當面の社会化構想

#### 第一 石炭鉱業の現状

##### 一、わが国炭田の自然条件

わが国の炭田は、外国の重要な炭田にくらべて生成時期が若く、その規模も貧弱である。その上火山活動や地殻の変動の影響をうけたため、炭層が褶曲し、断層によつて寸断され、可燃性ガスや坑水の湧出が多く且つ炭層は薄く、単位面積の埋蔵量少く、採掘上多くの困難をきたしている。

##### 二、炭鉱の採掘条件

石炭鉱業は元来稼行の進捗に伴つて採掘地域が漸次深部に移行し、坑道の維持、通気、排水、運搬等の経費は増加し、生産費の増大をみており、これを最少限度にいくとめるためには、合理的計画的な開発が必要である。わが国の炭層条件よりして多くの炭鉱は立坑方式が適当であるが、その開坑にあたつて大部分が斜坑方式を採用したため、採掘地域が深くなるにつれて、斜坑方式のままでの近代化は既に限度に達しつある。またわが国の炭鉱は生産量に比して坑口が極めて多く、これが炭鉱の近代化を阻害している。

##### 三、石炭の需給と価格

わが国の石炭はその自然条件、採掘条件の劣悪のために高炭価となつており、独占企業による独占価格の設定は、これに拍車をかけている。さらに生産が彈力性に乏しいという石炭鉱業の特殊性から僅かの経済活動の変動でも大きく需給関係に影響し、このため著しく価格の不安定を招来している。

#### 第二 問題解決の方途

##### 一、近代化の推進

採掘条件の悪化を解決し炭鉱の若返りを行ふためには、立坑開さくによる炭鉱の抜本的合理化が必要であり、且つ採炭掘進ならびに運搬系統の機械化も併せ行わねばならない。これがためには巨額の国家資金の

##### 二、生産体制の集約化

立坑開さくならびに機械化が真に効果をあげるためには、生産体制の集約化が前提とならねばならない。それがためには鉱区の整理統合、坑口、切羽の整理を断行し、炭鉱を適正規模に編成することが最も肝要である。さらに開発の必要上、休眠鉱区の解放も行われねばならない。これらの諸問題は業者間の自主的解決では不可能であります。また、主として今後大規模に開発されるべき特定地域については総合的な開発が進められねばならない。

##### 三、流通機構の一元化と価格の安定

石炭の流通機構は昭和年代になつてからだけでも、生産過剰克服のための「昭和石炭株式会社」戦時中の「日本石炭株式会社」戦後經濟再建のための「配炭公團」の設立をみたことは、単に石炭が重要物資であるためのみでなく、石炭需給関係の調整の困難を物語るものである。需給関係を調整し価格の安定を保つためには、流通機構の一元化が必要である。

##### 四、石炭化学の振興

資源の活用および需要の安定と拡大に資するため、低品位炭の利用ならびに石炭化学を積極的に推進する必要がある。このためにはコンビナート形態をとつた総合的な施策と膨大な資金を必要とする。

#### 第三 社会化政策

##### 1、社会化の基本方針

以上述べた諸方策を進めるためには、企業の枠内にては自ら限界がある。本来、地下資源は国民のものであり、国民の利益にそつて開発さるべきものであつて、私的利潤の追求を目的とする企業形態にまかさるべきではない。

したがつてわれわれは、極めて重要な基幹産業である石炭鉱業を、眞に国民のもの

とし、安定した低コストエネルギーを供給するためには、これが社会化を行う。

われわれの目標とする社会化の最終形態は、全国の炭鉱の鉱区および諸設備を公有化し、これを一元化して総合的に開発する形態であり、公有化にともなつては正当な補償を行う。このように石炭鉱業の社会化を実現することによってはじめて、生産力をより発展させ、安定した低コストエネルギーを供給し、労働条件の真の向上も実現できるのである。

## 2、当面の社会化政策

以上の基本方針を実現するためには多くの困難な諸条件が存在する。われわれはこれららの諸条件を整備し、この最終目的を速やかに実現するため、当面まず次のような社会化政策をとる。

### 一、炭鉱の管理

石炭鉱業社会化政策の総合的運営をはかるため、全炭鉱を国家の一元的管理下におき、国が策定した需給計画にもとづいてつぎの事項を実施する。

#### (1) 炭鉱区に関する必要措置、工事計画の決定

#### (2) 経営の休廃止、営業譲渡、合併または解散の許可、利益金の処分、株主配当の認可

#### (3) 労働力の配置、災害の防止、保安、作業環境の整備、労働条件の向上

#### (4) 石炭価格の決定

### 二、鉱区の整備

鉱物はもともと国民のものである。この精神にもとづいて、石炭鉱業の近代化を推進し、生産体制を集約化するため、鉱区については、つぎのように抜本的な法的措置を講ずる。

#### (1) 矿業権設定後一定の期間を経ても未だ開発されない休眠鉱区（適正規模の予備鉱区は除く）については鉱業権を取消す。

#### (2) その他の鉱区については合理的な開発を進めるために鉱区の整理統合を行う。

### 三、生産体制の確立

(1) 政府出資の石炭開発公社（仮称）を設置して、特定地域の開発および、鉱業権を取消した鉱区を総合的に開発する。

(2) 炭鉱を適正規模に再編成するため、中小炭鉱の協同化を推進し、国は助成措置を講ずる。

(3) 鉱区の整理統合にともない、その企業の合併その他必要な措置を講ずる。

(4) 矿業権設定後一定の期間を経ても未だ開発されない休眠鉱区（適正規模の予備鉱区は除く）については鉱業権を取消す。

### 四、労働条件および労働能率の向上

(1) 炭鉱を適正規模に再編成するに際しておこる労働力の移動については、これを計画的に再配置する。

(2) 賃金、その他の労働条件についてはその向上をばかり、統一化を推進する。

(3) 災害の防止、保安、作業環境の整備をはかり、労働能率を向上する。

### 五、流通機構

石炭価格の安定をはかるため、政府出資による石炭販売公社（仮称）を設置し流通機構を一元化して、買取、元売、貿易を一手に行う。

### 六、行政および管理機構

(1) 総合エネルギー行政を司る動力省を設置する。

(2) 石炭開発公社、石炭販売公社は動力省のもとに置く。

(3) 運営の民主化をはかるため、動力大臣のもとに「中央石炭管理委員会」および「地方石炭管理委員会」を設置し管理委員会は経営、労働、消費に関する各代表および学識経験者をもつて構成し、政府が任命する。

(4) 「中央石炭管理委員会」は、最高経済計画会議が決定する経済基本計画にもとづいて、需給計画の策定、石炭価値

(3) 新たな鉱区の設定、鉱区の譲渡は許可制とする。新鉱区の設定は原則として石炭開発公社に限る。

(4) 総合開発を必要とする特定地域を指定し、その地域内の鉱区は石炭開発公社に譲渡させる。

格の決定、開発及び販売公社の運営について動力大臣に答申し、勧告する。

(5) 「地方石炭管理委員会」は、各地方毎に石炭の生産に関する重要事項について動力大臣または関係行政官庁に建議する。

(6) 各炭坑毎に「経営委員会」を置き、作業計画、労働能率の向上、および作業条件の合理化、労働条件の適正化、労働力保全ならびに保安に関する事項

を協議する。

## 七、補償措置

この社会化政策に伴い、企業その他に損失を及ぼした場合は、正当な補償を行う。

## 八、その他

石炭化学の振興については公社形態によるモデル工場として、大規模な石炭化学工場を設立する。

# 四、金融政策

## 策

### 第一 現在の金融実態

今日巨大銀行はその配下に夫々膨大な系列企業を擁し、生産販売貿易一切にわたつてこれをその掌中に收め、更にその拡大強化に狂奔している。そのため過剰投資、二重投資は止まるところを知らず、反面外貨危機を循環的に招来して、わが国經濟の正常な発展をいちじるしく阻害している。これに対し政府並びに与党はこれを防止することなく、むしろこれを助長した。

すなわち、日銀が通貨価値安定のためにとらんとする金融政策すら圧殺し、破局に直面しはじめて激烈な金融引締政策を強行せしめ中小企業の破綻の下に独占資本の拡大強化をはかつた。この間、常に資金規正を唱えていたが、巨大銀行とその系列企業群との抱合せを打破することなくして資金規正をかかる事は、終局において独占資本への奉仕と保守党的政治資金吸い上げのテコとなるにすぎない。真の資金規正は産業経済自体の計画化と相俟つてはじめて可能である。

### 第二 わが党金融政策の目標

当面のわが党の金融政策の根幹はかかる巨大銀行とその系列企業群との抱合せを打破し設備投資を国民経済的見地から調整しうる体制を確立し、日銀をして通貨価値安定のための正常な金融政策を機動的に發動せしめるとともに、中小企業、零細企業、農林漁業の近

代化と金融の円滑化をはかることがある。

### 第三 金融政策

#### 一、金融政策の主体

当面の管理通貨制度の下で、国民經濟の必要とする長期資金対策は国が一元的に担当し、通貨量の調節は日本銀行が担当する。日銀が独自に特定産業や特定私企業の資金斡旋をすることは許されない。

#### 二、資金計画の一元化

1、資金計画委員会を行政委員会として内閣におく。

2、本委員会は、財政民間両資金を通じて産業長期資金の産業別融資順位、これにもとづく公債及び社債発行の基準、中小企業金融、農林漁業金融、地方債引受けなど特殊資金と一般産業資金との配分調整等につき、長期計画及び年次計画をさだめ、かつその実施については各機関の運営を監督する。

3、本委員会の決定にもとづき国の資金行政を執行する。

4、本委員会の構成は、政府、日銀政策委員、金融業、産業、中小企業、労働者、学識経験者の各代表とする。

### 三、日本銀行の中立性堅持と民主化

1、中立性堅持  
日銀の中央銀行としての主たる機能は通貨調節にある。社会主義政権下では日

銀は完全な国有国営に移る。これを目標とする日銀社会化の過程として当面は日銀の中立性を堅持する。現在のように官僚と独占資本とが結合して金融機能を専有している段階では、日銀の機能を彼らの悪用から防止する第一歩は、まずここより着手するものである。

## 2、民主化の方向

金融機構全体の社会化の一環として、日銀運営の最高方針を日銀政策委員会が決定する現行制度を堅持し、さらに強化する。

委員会の構成に、新たに中小企業、労働者、学識経験者を加えて委員会の民主化を徹底する。委員の身分保障を確立し委員は専従制とする。

委員会決定にもとづく日銀業務に対し政府は業務執行を命令することは出来ないことにする。

## 四、民間金融機関の再編成

民間金融機関の乱立は経営コストの上昇を招いて金利引下げの障害となつてゐる。

巨大市中銀行は大企業系列と密着しつつ私的独占を促進している。民間金融機関をして国民経済建設へ協力せしめるために民間金融機関を、長期短期別の各専門金融機関に再編成する。民間の長期金融は少額融資をのぞいてすべて国の資金計画委員会の方針に従つて行わしめる。これによつて集中金融などの民間金融機関の大企業本位の金融を解消する。

### 1、長期金融専門機関

イ、長期信用銀行（日本長期信用銀行、興業銀行、不動産銀行）を政府関係長期金融専門機関とする。

ロ、信託銀行及びこれに準じて生命保険金融専門機関とする。

2、短期金融専門機関

普通銀行、（市中銀行、地方銀行）相互銀行、信用金庫、信用組合を短期金融専門機関する。

余裕金は、資金計画委員会の決定にもとづいて発行される金融債又は公債の引

受けに当てるが、特に地方銀行以下の金融機関の分は、住宅、中小企業関係の金融債の引受けに当てる。

## 3、普通銀行の中小企業長期金融

普通銀行は一定額の少額以下に限り長期金融を自主的に行うことができる。

## 4、特殊金融

零細企業を主体とした中小企業、農林漁業、労働金庫活動に対する金融については國はこれの保護助成のために政策金融を行う。政策金融とは財政資金の投融資及び財政資金による利子補給、損失補償、債務保証等の援助である。

### 1、中小企業関係機関

ロ、中小企業金融公庫を零細企業金融の中心機関とする。

ハ、普通銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、中小企業金融公庫は経済ベースに立つて経営できる中小企業に対する金融を担当する。

二、商工中金を中心機関とする中小企業金融機関においては、商工中金に対する財政資金の直接融資をみとめ、かつ政府の商工中金債引受額を増額する。

## 2、農林漁業関係機関

### イ、組合系統金融の整備

A 農林中金及び信用組合連合会の余裕金の員外貸付の制限を強化する。

B 農業振興資金枠を創設し、これに対する財政資金の利子の補給を行つて、零細農民に対する貸付を拡大する。

### ロ、制度金融の強化

財政資金を資金源とする農林漁業金融公庫（自作農創設資金を含む）、農業改良技術導入資金、開拓者資金の原資を出資及融資の両面において増額し農林漁業近代化のための資金供給につとめる。

## 3、労働金庫

労働者の相互積立金融機関としての特殊機能の育成につとめる。

4、外国為替銀行

单一の外国為替専門銀行を育成する。

六、財政投融資の重點化

1、財政投融資方針の決定

財政投融資計画の基本方針並びに年次計画は資金計画は資金計画委員会が決定する。

2、財政投融資の役割

財政投融資は民間金融の補完が役割で

## 五、水産政策

一、漁業の現状

1、第二次大戦後、國際漁業に対する世界の理念には著しい変化がみられ、いわゆる“公海自由の原則”は、沿岸国優位の觀念及び資源保護地域の設定等の考え方によつて大きく制限されようとしている。このことは、一九四五年九月のトルーマン宣言によつて口火を切られ、韓国、濱州、中国、ソ連、ラテン、アメリカ等をはじめ、多くの国家によつて次ぎつぎに宣言された漁業資源保護水域の設定、及び国連の國際法委員会における海洋法典の検討によつて明らかである。

一方、沿岸及び沖合漁業においては、占領中マ・ラインによつて海外漁業への進出

を阻止された日本漁船が、狭隘な漁場に殺到し、しかも日米安全保障条約に基く行政協定によつて、演習場、軍事基地が全国に張りめぐらされ広い海域にわたつて操業禁止海域が設けられたことは、益々利用漁場をせばめ、急速に漁場を荒廃せしめた。占領終了と共に、マ・ラインは廢止され、また演習場も最近ではかなり緩和されてはいるが、荒廃された漁場の復旧はかんたんではない。しかも、漁船漁具の近代化と生産競争にうちかつたための、資源を無視した過度の操業によつて、漁場はその後も荒廃の

度を深めている。そのため、漁獲努力の増大にもかかわらず、単位当たり漁獲高は減少の傾向を示し、問題の深刻さを示している。

こうした状態を開拓するため、政府は沿

岸より沖合に、沖合より遠洋への政策をうちだし、その推進をはかつてきただが、前述の如き関係諸国の態度によつて行きづまりを見るに至つた。

2、わが国の漁業構造は、頂点に大洋、日本魯、極洋、日冷などの独占資本が位し、その中間に中小漁業、底辺に兼業によつて辛苦して生計を立てている膨大な貧漁民を含む漁家層からなるピラミット型構造をしている。

漁業世帯数は四八九、八九九世帯であつて、その經營体総数は二五、一七四七である。その内訳は漁家二二三、八七七、個人企業二三一、一三八、漁業協同組合五五二、生産組合二四六、共同組合經營一三、八六九、会社九六〇、試験場一〇五であつて、これが比率は漁家約八五%，個人經營約九%，会社經營約〇、四名となつてゐる。

一方、漁獲高に占める比重は、漁家は經營体総数で八六%を占めるにかかわらず、漁獲高では僅か一七・六%，個人企業は三七・五%を占めている。また、独占漁業を先頭とする会社經營は經營体では僅か〇・

労働者の相互積立金融機関としての特別機能の育成につとめる。

うちで、政策の重点対象に財政投融資は向かられるのである。

3、投融資の対象

当面の対象は、基幹産業、中小企業、住宅建設、農林漁業及び新規産業育成、金融債、道路債、地方債の引受けを中心とする。基幹産業に対する投融資は、社会化部門に重点をおく。

中小企業及び農林漁業金融に対する政府出資額を大幅増額する。

四%を占めるにすぎないか、生産高では逆に二六%を占め、高い生産性を示している。

### イ、漁家

生産性の低い無動力船か、せいぜい三トン未満の小型動力船しか所有せず、荒廃した地先海面に密集して操業している関係で、漁業収入のみによつては生活でききない層が八九%にも達しており、その兼業も第一種兼業より第二種兼業、自営兼業よりも被傭兼業が漸次増大する傾向を示している。漁民層の分解が進んでいるが、独占資本をはじめ上部階層の激しい圧力をうけ、上昇への契機を失い、その分解はプロ化、半プロ化のいわゆる一極分解の傾向が強く、漁村における過剰人口の源泉となつてゐる。

### ロ、中小漁業

中小漁業の漁業構造中における地位は極めて重要で、総漁獲高の五〇%余を占め、名実共に日本漁業の中堅をなしている。しかし、中小漁業といつてもその内容は非常に複雑で、漁家と殆んど差のないようなものからいわゆる大漁業といわれるようなものまで含んでおり、ここでも急速な分解が行われている。すなわち漁船の大型化、高性能化を行う資力をもつものは次第に上昇してゆくのに反し、その資力をもたないものは、競争の敗残者として急速に没落している。

### ハ、独占漁業

独占漁業は生産と流通の部門で支配的な地位を占めるのみでなく、また国家権力と結び水産行政を掌握することによつて、日本漁業を全面的に支配している。すなわち、独占漁業は捕鯨、鮭鱈、カニをはじめ有利な漁業を独占し、わずか五社で総漁獲高の十数%を占めているばかりでなく、その強大な資本力によつて流通、加工、製氷などの部門を抑えることによつて、膨大な超過利潤を恒常的に吸い上げるとともに、弱小資本に対する支配を一段と強化している。

## 二、漁業労働者

なんらかの形で賃金労働に従事しているものは五〇万近くとみられてゐるがその中で賃金収入が主要な収入となつてゐる労働者の数は約三三万、その約四五%が専業労働者と推定されている。漁業労働者の圧倒的多数は、零細な沿岸漁業に雇傭され、沖合漁業に雇傭されるものがこれに次いでいる。したがつて、季節的雇傭が大半を占めている関係で、漁業労働のみで生活してゆける数は比較的少い。専業労働者として漁業で暮しているものも、漁期を追つて転々と業種をかえり状態である。このように零細な漁業に雇傭されているものが多く、しかも、それが年間雇傭でないこと、及びこれらの漁業に今なお濃厚に残存している封建的慣行や思想は、いよいよ労働者の生活を慘めなものとしているばかりでなく、労働階級としての成長をばんんでいる。またこのことは、漁業労働者の組織化をも大きく阻む原因ともなつており、現在労働組合に組織されている漁業労働者の数は、僅か六、七万人にすぎないものと推定されている。

漁業労働者の賃金形態は、その殆んどが歩合制賃金であるが、戦後、労働階級の斗争によつて漸次その内容が改善されている。

### 3、内水面漁業

内水面漁業は、河川漁業と湖沼漁業に分かれ、その漁獲高は、約二、五〇〇万貫(三〇年)で、わが国総漁獲高の一、九%を占めるに過ぎないが、従事者数においては海面漁業にも劣らぬ、約一三〇万人の多さに達している。これら漁業従事者のうち、漁業及び養殖業を主としている専業、あるいは第一種兼業者は二三%にすぎず、他は農家あるいは勤労者による兼業である。

内水面漁業は、河川、湖沼漁業である関係で、農家の副業として大いに利用されているが、近年、電源開発によるダム建設によって遡河性魚類の魚道喪失、工場礎山廃水による水質の汚濁などによつて、魚族の棲息環境は悪化の一途をたどつてゐるため魚族は益々減少しており、農家は副業とし

ての収入を失いつつある。

## 二、当面の対策

わが党は、あくまで漁業労働者、漁家の如き虐げられた諸階層（階級）の立場に立ち、これら諸階層の繁栄と解放のため、政府をして思い切つた保護政策を実施せしめるために斗争し、同時に党は、わが国漁業の中堅である中小漁業経営の一層の合理化と発展をはかるため、これら諸階層の要求を反映して、そのために、たゞ一たずの地図上に現れるたる諸政策の実現につとめる。

## (一) 漁業労働者の地位向上

漁業労働者はさきがめで劣悪な労働 生活  
環境の下で、他産業にはみられないような  
低賃金と過重労働を強いられている。この  
ため危険率は高く、労働生命は短い。これ  
ら漁業労働者に対する法的保護は、三十ト  
ン以上に対しては船員法、三十トン未満の  
漁船に乗り組む乗組員に対しては労働基準  
法によつているが、いずれも産業の実態に  
立脚したものでないため、漁業労働者の完  
全保護が行われていない。とくに、組織を  
もたない沿岸漁業に従事している労働者は  
全く放置されたままとなつてゐる。これら  
漁業労働者に対しても、漁業関係労働法  
(仮称)の立法措置により、労働実態に即  
応した完全保護を講ずることを目途とし、  
漁業労働者の組織化をはかりながら、当面  
左の処置を講ずる。

(四) 漁業法第五七条その他に規定せられた許可についての適格性についての規定を活用し、労働条件の改善をはかる。

(五) 現行船員法の適適用範囲を五トン以上 の動力船にまで拡大する。

(六) 同時に一〇〇トン以上の漁船乗組員に 対しては、現行船員法の除外規定を廃し 船員法の完全適用をはかる。

(七) 現行法規の厳正な適用をはかるため、 労務官を整備拡充する。

(八) 健康保険法、失業保険法などの改正を ばかり、水産業への強制適用を実現す る。

（八）歩合制度の改善をはかり、最低保障制度の確立、大仲経費の明確化をはかる。

(下) 漁船の近代化に伴つて、漁船の近代化に伴つて、漁船技術員の養成を積極的に向うものとし、養成期間中の生活補償など必要な助成を行う。

## (二) 沿岸漁業の振興と漁民生活の安定

沿岸漁業は一部大型定置などかなりの資本を要する漁業を除けば、ごく小規模な生産手段を使用し、ほとんど家族労働のみによる零細な漁業及び、一〇トン未満の漁船をもつ、中小漁業の下層によつて営まれており、きわめて低い生産性を特徴とし、生水準もそれに従つて低い。

沿岸漁業を真に振興せしめるためには諸施設をバラバラに実施したのでは効果は期し難い。次のような思い切つた保護政策を、しかも総合的に実施せしめねばならぬ。  
う。  
生産基盤の強化確立  
沿岸漁業の生産基盤を強化し、生産力の維持増大をはかるため、次の施策を行

調査を行い、それに基き民主的に漁場と生産の計画化を行う。

全額国庫補助（全額国庫補助を用途とするが、止むを得ないときは県に若干を負担せしめる）による増殖事業の実施

(7) 水質汚濁防止法を制定し  
護繁殖をはかる。

(本) 漁場の開拓をはかる。  
以上の政策により資源の培養をはかる。

り、これと見合つて生産手段の改善と漁業技術の改良による生産性の増大を

(六) 養殖事業を推進するため、資金資材はかる。

(ト) 生産及び加工などに関する新しい技術を廉価で供給する。

術を習得せしめるため、水産技術指導体制（水産技術員の設置など）を確立すべき功業を行つた。

(手) 漁業法を改正し、沿岸漁業から独占資本を排除する。

(1) 軍事基地、演習場を撤廃し、利用漁場の拡大をはかる。

#### 漁業経営の改善

漁場の収容力をはるかに超える過剰な操業力をもち、しかも立ちおくれた生産手段に頼らざるをえない漁家の経営はきわめて不安定であり、飢餓線すれすれの所で生活しているものも多い。

漁家経営の安定と生活の改善をはかるためには、何よりもその拠り所としての漁業協同組合の強化と健全化をはかりつつ次のような割期的な施策を講ずることが必要である。

#### 多角経営による経営の安定

多角経営を実施するために必要な資金材を豊富に供給する。なお、現行漁業法による漁業権及び許可制度が多角経営の実現を阻害しているのに鑑みこれを合理的に調整する。

(2) 流通機構の整備改善、系統利用の強化による魚価安定政策の推進、とくに運輸施設の改善、生産流通の中心地に対する国営保藏施設の設置（保藏を行うのみでなく、状勢の推移に応じては買い付けをも行う）、及び加工施設の整備拡充を重点的に実施し、『大漁貧乏』を絶滅する。

#### (3) 経営の合理化、近代化による漁家経済の安定。

(4) 漁業共済制度の全面実施をはじめ、漁業災害補償諸制度の確立による漁業経営の安定。

(5) 高利債務の借り替え、漁船漁具の近代化のための長期低利資金の供与、とくに無動力船の動力化及び老朽船の代替建造に対しては、さらに利子補給又は利子減免措置を併用し、海難事故の防止をはかる。

(6) 中小漁業融資補償法を改正し、その融資に対しては別に利子補給を行ふ。

(7) 経営規模の適正化、生産の協同化をはかるため、金融と結びつけて指導推進する。

(4) 系統購販事業の強化その他により、漁業生産資材の確保と価格の安定をはかる。

(5) 中小漁業の下層に対しても、漸次沿岸漁場から沖合漁場に進出せしめるため、漁船漁具の大型化近代化を奨励しそのための金融措置を講ずると共に適切な助成を行う。

#### (3) 漁民生活の安定

(1) 漁民に対する社会保障（国民健康保険、生活保護など）の拡充をはかる。

#### 沖合漁業の発展

(1) 沖合水産資源の総合的調査に基き、民衆的に漁場と生産の計画化をはかる。

(2) この計画に基づき、独占資本をはじめとする大漁業資本を沖合漁業から漸次ひきあげさせるため漁業法の改正をはかるとともに、必要な行政措置を行う。

(3) 許可方針を整備し、漁業紛争の合理的解決をはかる。

#### (2) 新漁場の開発を行う。

(1) 以上の措置により、過度な生産競争を廃し、経営の合理化をはかる。

(2) 沿岸漁業振興策の一つとして掲げた如き流通機構の改善その他により、多獲大衆魚を中心とした割期的な魚価安定政策を実施するものとし、必要な法的措置をとる。

(3) 漁業法を改正し、漁業許可の適格条件のなかに労働条件の改善を明確に規定することにより労資関係の近代化をはかる。

#### (4) 遠洋漁業の発展と国際漁業協定の締結

遠洋漁業は中層以上の中小漁業資本、及び独占漁業によつて営まれており、近年著しい発展をとげている。遠洋漁業は国際性を強く帶びてゐるため、関係諸国との紛争

の種になることが多い。したがつて公海自由の原則、資源保護の観点に立脚した操業方式がとらねばならない。

遠洋漁業の健全な発展をはかるため、漁場の独占化を排するとともに次の施策を行う。

(1) 海洋資源の調査研究を基礎にして生産計画をたてる。

(2) 漁場の独占、とくに北洋漁場の独占による弊害の排除をはかる。

(3) 平等互恵、資源保護、紛争防止の立場に立つて関係諸国との漁業条約を締結する。とくに、日中漁業協定の政府間協定への切りかえ、李ライイン問題の平和的解決をはかる。

(4) 関係諸国との漁業条約の締結を促進する。

(5) 海外漁業提携（漁業の合弁、技術指導労務の提供、基地漁業、中継地漁業、漁業移民など）を推進するため、公的組織による国内体制の整備拡充をはかる。

(6) 太平洋における原水爆実験の即時無条件禁止。

(7) 日米加不平等漁業条約の改正

日米加漁業条約は、資源保護の觀念を不當に拡大し、被占領中の日本の状態に乗じて一方的に押しつけられた不平等条約である。しかも最近、カナダ、アメリカ漁業における鮭の不漁を口実に、逆に日本漁業の立入禁止地域の拡大を企図しているが、断じて許すべきではない。われわれは早急にこの条約の根本的改正をはかる。

(8) 北洋近海におけるいわゆる“安全操業”の実現

日ソ平和条約の早期締結をはかるとともに、次の諸項の実現によつて、安全操業の確立を期する。

(a) 南千島海域等における入会漁業に関する協定を早急に締結する。

(b) 日ソ漁業提携を促進する。

(c) 避難港問題を解決する。

(d) 拿捕漁船並びに乗組員の早期送返還とその処理規定を作る。

(e) 貝殻島燈台の早急な点燈を実現する。

(f) 四カ国漁業研究協力協定への参加促進

中国、ソ連、北鮮、及びベトナムの四カ国による漁業研究協力協定への加入を促進し、止むをえない場合は、民間団体よりのオブザーバー派遣の実現をはかる。

#### (四) 生産対策

##### (1) 漁港の整備拡充

漁港は漁業生産の基地であり、漁港施設が充実しているか否かは、漁業の発展に影響する所が大きい。然るに漁港の現状は、漁業の要請に甚だしくたちおくれている。即ち漁港として指定されているのは、二、六二三港でその約四分の一に当る六〇四港の整備計画が昭和三十年以降、六ヵ年計画で実施されているが、進捗率はきわめてわるく、僅か、三〇%余を示すにすぎず、殆んどの漁港がその計画の半ばにも達しない状態である。さらに整備計画の実績をみると全国的に利用度の高い第三種漁業、第四種漁港および第二種漁港の順に重点がおかれているのが現状で、沿岸漁業の根拠地である第一種漁港の整備がおくれれていることは沿岸漁業の振興を阻げている。進捗をみない原因是国家予算の過少とその総花的使用によるものであり、工事中途で放置されているため、完成をみるまでに、幾度びも災害に見舞われ、手戻工事となるものが多く、労力と資金資材を浪費している。左の施策を実施することにより、早急な整備拡充をはかる。

(1) 漁業修築費予算の大巾増額とその重点的施工によつて、漁港整備計画の早期完全実施をはかる。

(2) 漁港の局部改良事業の実施

(3) 漁港整備計画にとり上げられている六〇四港は、全國指定漁港の四分の一弱であつて、これが完成のみでは全國の指定漁港についても局部的に改良工事を施すことによって漁港の価値を高

めるため、重点的に改良事業を行う。

(A)

漁港機能施設の整備  
漁港施設の不備によつて、漁港機能を充分に發揮することができない、漁港に対しても、国庫の助成により、急に施設の完備をはかる。

(B) 被災漁港の早期復旧

被災漁港並びに施設を放置すれば、漁港の経済的価値を喪失し、漁業生産の減少を招くから被災漁港ならびに施設の早期復旧につとめる。

(C) 船溜の建設を行う。

(2) 漁船の整備

激しい漁船大型化競争が行われ、独占資本をはじめ大漁業によつて次ぎつぎに大型優秀船が建造されている。然るに一方では弱小資本及び漁家層の所有漁船の老朽化が進行している。このように同一海面において高能率漁船と低性能船の競争が行なわれ強者による弱者の制圧が進んでいる。これから逃れるため、一方では能力をかえりみない漁船の近代化競争がますます激しさを加えると共に他方では老朽船の酷使によつてこれに対抗しようとして労働者の過重労働とその危険率を高めている。

かかる無秩序な生産競争を改め、経営の安定、生産の向上をはかるため次の施策を行う。

(A) 従来の如き無計画な許可方針を改め漁業の長期計画に立脚した漁業行政を行ふ。  
(B) 老朽港船ならびに小型低性能漁船の更新による漁船整備を行う。  
(C) 漁船の管理行政を一元化し、行政指導に責任をもたせる。

無動力船の動力化をはかる。

(D) 以上の漁船整備に対しては、それぞれの階層の実情に応じ、低利資金の供与、利子補給、利子減免措置の併用など適切な財政援助を行う。

(3) 生産資材に対する措置

低廉かつ優秀な生産資材を豊富に供給し、漁業経営の改善と合理化をはかるた

め、次の施策を行う。

(A)

漁網については、現在綿漁網が中心であり、耐用年限が短いから、これが化織漁網への転換をはかる。このため、金融措置、化織原糸の割当など必要な措置を講ずる。

(B)

漁業用燃料に対する外貨割当の増加をはかり、系統販売の実をあげ、さらに市販価格の規制を行う。

(C)

罐詰資材に対する特別援助措置を講ずる。

(A) 流通対策

流通機構の不備によつて、生産者は常に大漁貧乏の危険にさらされ、生産費を償なわない価格で漁獲物を手離さねばならない。反面、消費者も安い魚を入手できぬ状態である。また、このことは農山村及び遠隔地への市場拡大を阻害する原因ともなつてゐる。

(B) 生産・消費地対策

(a) 生産・消費地卸売市場を公的機構とし、その施設の整備をはかる。

(b) 生産・消費地における冷凍事業の育成強化。

(c) 生産及び消費の中心地に國又は公営による保蔵施設を整備し、必要に応じて買い上げを行うなどの措置をとり、大衆多獲魚の価格の安定をはかる。

(d) 生産地における系統利用事業の発展  
(e) 小売機構の整備  
(f) 農山村を対象とする流通機構の整備  
(g) 輸送対策

(A) 国鉄運賃は主食並み扱いとする。  
(B) 運賃の遠距離逓減を行う。  
(C) 冷蔵庫の整備を行う。  
(D) 自動車輸送の拡大を行う。  
(E) 一般対策

(A) 水産加工業の振興、新製品の研究及び普及  
(B) 水産物取扱い面の機構及び技術の改

善

(c) 地方市場法の制定並びに地方市場の設置

(d)

金融対策

漁業に対する国の財政投融資は額の点で満足できないばかりでなく、その条件の面でも市中銀行と殆んど異ならず、信用力の乏しい漁家層はもとより、中小企業の中下層でもなかなか利用できない。信用力の弱い漁家や中小漁業の生産力の増強及び経営の安定をはかるためには、それぞれの階層に応じた金融政策を実施し、これらの階層が、自由に低利資金を利用できるようになればならない。そのため中小漁業融資保証法の改正を行うほか、次の措置を講ずる。

- (1) 漁家層の必要とする設備資金に対しては、漁家經營が安定するまで利子の減免又は利子補給制度の併用などにより、特に、低利な長期資金を豊富に供給するものとし、公庫原資の増大と利子引下げのために必要な措置を行う。
- (2) 中小漁業、ことにその中下層に対しては利子補給制度の併用によつて利子負担の軽減をはかる。
- (3) 漁家及び中小漁業(ことにその中下層)の負債を整理するため、低利資金による借りかえ、利子減免、支払期間の延長、利子補給措置の実態を行う。
- (4) 系統融資の強化を行うため必要な助成を行ふ。
- (5) 系統資金の系統外融資を抑制するための措置を講ずる。

(e)

漁業協同組合対策

漁業協同組合は、零細な漁民大衆の力を結集し、それによる經濟行為によつて、組合員の經濟的、社會的地位の向上をはかることを目的としている。然るに、現実の漁業協同組合は漁民又は漁家という名の下に、經營内容や經濟力に著しい懸隔のあるものを同一組織内に包含しているため、結果的には、地方における有力業者に利用され、漁業ボスの温存の場となつてゐる場合が多

い。したがつて漁業協同組合を眞に漁民のための組織につくりかえ、これを通じて漁業の協同化を一段と進めることができ肝要である。

(1) 現行水産業協同組合法の改正をはかるための組織につくりかえ、これを通じて漁業の協同化を一段と進めることができ肝要である。

(2) それによつて、漁業協同組合を地域組合と業種別の組合二本立にする。

(3) 有資格者は全員組合員とする。

(4) 組織規模を拡大し、組合の強化をはかる。

(5) 弱小漁業協同組合の再建整備を積極的に推進する。

(6) 地域協同組合は特に劣悪な条件下にあるため、特別措置を講じ、さらに積極的に財政援助を行う。

(7) 特に地域漁業協同組合は、共同化(自営、販売購買事業)の完全履行ができるようにする。

(8) 系統利用、購販事業を強化するための指導を強化し、必要な金融措置を講ずる。

(9) 生産面における「漁業権漁業」は完全に協同組合において行なわせる。

(10) 業種別組合に対しては、企業の合理化等によつて、沖合より遠洋への方式を積極的に遂行するため金融措置を講ずる。

(11) 加工組合等については、企業の安定をはかるため、金融措置を講ずる。

(12) 水産業協同組合職員共済組合法を制定し、協同組合職員の身分の安定とその福利厚生をはかることにより水産業協同組合の一段の振興をはかる。

(f)

その他

(1) 漁業災害補償制度の確立

漁業は自然を相手とする産業であるため、天候及び海況に左右される所が大きく、またその危険率も他産業に比較して高い。とくに、技術のおくれた漁家並びに中小漁業の中下層はこれによつて大きな影響をうけている。このことが、漁業生産を不安定にし、且つ拡大再生産を困難にしている一つの原因ともなつていい。

漁業共済事業の全面実施は、漁民の強

い要求にもかかわらず、またもや見送られ、本年度もまた試験的な実施を出ない状態である。

また、漁船保険、特殊保険、海員保険などが制定されているが、それらによつて救済されるのは、ごく限られた階層だけであつて、もつともそれを必要とする漁民並びに漁夫などは、却つて法的保護の域外に放置されたままとなつてゐる。

早急に次の法的措置を講じ、漁業に対する補償制度の強化をはかる。

(1) 漁業共済制度の全面実施をはかり、必要な財政措置を講ずる。

(2) 傷害保険法を改正し、五人未満の労働者への強制適用をはかるとともに、漁民にも適用できるようとする。

(3) 失業保険法、健康保険法を改正し、水産業への強制適用をはかる。

(4) 漁船保険法を改正し、無動力船、小型船が加入出来易いようにする。

(5) 水産貿易の振興

水産物の輸出は年々増加し、わが国の輸出総額の中でもかなりのウエイトを占めているが、品目別にみると鯨油、鮭鱈、カニ罐詰など資本漁業によるものの伸長が目立つてゐるのに反し、塩干物など零細漁民によるものの衰勢が著しい。また輸出先についてみると、東南アジア向け輸出の伸びなやみが目立つてゐるが、有望とみられていたアメリカ市場でも日本製水産物に対する輸入制限措置の実施が常に問題となつており、輸出増進のための積極的施策の必要が痛感されている。

(6) 貿易機構の整備拡充を計る。

(7) 輸出行政の一元化をはかる。

(8) 帯貸金融並びに輸出待ち金融の問題解消のために特別に金融措置を講ずる。

(9) 系統出荷を奨励し、集貨資金その他必要な援助を行う。

(10) 水産物輸出変動準備金制度を創設し同基金に対しても、税法上の優遇措置を講ずる。

(11) 加工技術の指導など品質の向上に努める。

(1) 國際市場の拡大のため、在外公館に水産担当者を置くなど、諸外国の実情調査を行う。

(2) 税制制度の改正  
次の措置を講じ税負担の軽減につとめる。  
① 不漁災害対策準備金制度の確立をはかる。

専従者控除の一般化をはかる。  
② 協同組合に対する課税優遇措置の存続。

③ 漁業生産の基礎資材の値上りをもたらすような消費税は設けない。

④ 調査研究機構の整備拡充  
従来の場当たり行政を廃し、長期的展望をもつた水産行政の確立を期し、調査・研究機構の割期的拡充をはかる。

⑤ 現存研究機構を拡充し、資源、技術経済に対する調査研究を強化する。  
⑥ 未開発資源、漁場の調査を行う。

⑦ 調査研究成果を正しく行政に反映するための措置を講ずる。

⑧ 研究機関と漁業の結合を強化し、研究成果を生産に役立たしめる。

⑨ 民間研究機関の助成を行う。  
さく河性魚族の保護培養

さく河性魚族の保護培養をはかるため次の措置を講ずる。

⑩ 同法第二十一条を改正し、サケ、マスの人口ふ化により海難事故の絶滅をはる。

⑪ 定点観測その他気象観測陣を強化し、さく河性魚類の保護培養措置を強化する。

⑫ 同法第二十一条を改正し、サケ、マスの人口ふ化により海難事故の絶滅をはる。

⑬ 漁業気象予報の正確化をはかる。

⑭ 漁船に対する気象通報施設を増加する。

⑮ 灯台の改善と増設をはかる。  
⑯ 避難港を早急に整備する。

## (甲) 内水面漁業

内水面漁業は淡水魚として国民にしたしまれており、日常の食膳をうるおしているが、近時河川工事ダム建設、工場砲山汚水下水等によつて水温の変化、水質の汚濁、あるいは魚道の閉塞をもたらし、漁獲は減少の一途をたどつてゐる。これが環境変化的防止につとめ、魚族保護のために抜本的施策を講じ専業漁家の安定をはかるとともに、農家の副業収入の増大をはかる。

(イ) 水質汚濁防止法を即時制定する。

## (乙) 漁業法、協同組合法を改正し、内水面漁業の実態に即した立法措置を講ずる。

(ハ) 水産資源保護指導の強化をはかる。

(二) 湖沼、河川等における人工ふ化、放流養殖など内水面漁業振興のため、国庫助成金の増額をはかる。

(イ) 漁業協同組合の強化をはかる。

(ハ) 水産試験場の強化拡充に努め、資源研究を積極的に進める。

(ト) 農業における副業として稚魚養殖を奨励する。

## 一、道徳教育に関する問題点

政府が今春四月の新学期から強行せんとしている「道徳教育の時間特設」の問題は、いまや

重大な国民的関心事となつてゐる。さきにわが党では政審教育制度調査特別委員会において道徳教育について「青少年の日常生活をとりまく生活環境、教育環境を明るく浄化することが重要であり、民主主義を柱とし児童憲章と人権が尊重され、より多くのものが幸せに生活できるようにするための道徳教育でなければならないしかし、道徳教育のための「特定教科」を設けるべきでなく、あくまで生活指導、社会科、特別教育活動等の教育活動の全野を通じて子供を大切にする教育を行うことが重要である」という見解を明らかにした。以下、道徳教育に関する諸問題を指摘してみよう。

## 一、道徳教育のねらいと内容に関する問題

今日、道徳教育をめぐる論議はきわめて活発である。けれども、それは多く道徳教科の特設授業時間の独立、しつけ、説話などの可否問題にむけられ、方法論に終始してゐる。また事実道徳とは本来どういうものか、道徳的判断のよりどころは何か、道徳教育のめざす民主的な生き方とは具体的にはどんなものか、などの点については、通り一ぺんの論じ方しかなされてい

ない。

道徳教科の特設論は、その論拠をたどつていなくて、特定の立場の道徳教育をめざすものではないかと疑われるし、また、教科特設が従来の社会科、ひいては全教育課程の全体としてのねらいと構造に重大な影響を与えるものではないかと懸念される。われわれは、単なる方法論のみせかけをもつてゐる最近の道徳教育論議が、実は本来道徳教育ないしは教育全体のねらいと内容に関する問題であることを確認し、そのうえにたつて慎重に検討しなければならない。

縦の道徳と横の道徳、上からの道徳と下からの道徳、年配者の道徳感と若いものの道徳などの対立が現に存在し、このことが実は何よりも教師の実践を困難にしてゐる事実を考えあわせれば、ますます政府の強行せんとする道徳教育のねらいと内容を検討する必要性が生じてくる。

「昔の修身のようなものにはしない」とか、「新しい民主主義の道徳」とかいうだけで、その内容を打ち出すことなしに、道徳教育の強化を叫ぶことは、無意味であるばかりか、極めて危険なことといわねばなるまい。

## 二、道徳教育の内容構造

本来、方法概念であるはずの「しつけ」を道

徳教育の内容と考え、それを不當に濫用したり個人的な生活信条を徳教育の内容の大部分と考へたり、また単純に個人徳と社会徳を区別して並別するだけというような不見識は排除しなければならない。

徳教育の内容として何をおさえるかは今後の研究にまたなければならないが、人間の生き方が問題になるかぎり、少くとも次のものを考えてみる必要がある。

(1) 民族の伝統としての生活慣習 (2) 個人的な

生活信条 (3) 集団の規律 (4) 労働と学習についての徳性 (5) 社会の諸制度 (家・地域団体・経済制度・国家・国際社会) についての徳性 (6) 社会観・人間観

これらの人間について、現実の生活を通じて具体的に子供たちに検討させ、感じ方、考え方そして行動のし方を変革的に形成することが道徳教育のねらいだといえよう。しかしその場合これら内容を一貫する明確な価値基準—憲法と教育基本法の精神にもとづく—が立てられるべきこと。

今日、かつての「修身科」の如き徳目主義の教育が、その入り易さの故に復活しそうな傾向にあるときに、一つ一つをとりあげれば大して問題のない徳目をばらばらに、しかも現実の場から切り離して抽象的に考えることが、その場その場で適応する人間を知らず知らずに作りあげてゆく危険のあることを十分考える必要がある。

### 三、教育全般を通じて道徳教育を行うという問題

「学習指導要領」によると、「道徳教育はその性質上、教育のある部分でなく、教育の全面において計画的に実施される必要がある。……そしてまた、学校教育の全面において道徳的態度を形成するための指導を行うということは、各教科の学習や特別教育活動が、それぞれの役割を充分果して、互に関連をもつて行われること、すなわち、全体計画に基いた教育が推進されるということではなくてはならない。そうでなくては、人格的統一が失われることになる。ここに考えておかねばならぬことは、どの教科の学習においても、道徳的態度の形成のための指導は

可能であるし、また必要であるが、そのためには、その教科の主として目ざしているねらいが、おろそかにされる、ということがあつてはならない」とされている。

また最近において教育課程審議会では、「道徳教育は今までのようになに全教科のなかで行う体制は崩さないが、それとともに特別な授業時間設けて強化徹底を期する」という方針をきめたが、このことから次のことを考慮する必要がおきてくる。

第一に、「全教科を通じて道徳教育を行う」という従来の文部省の方針と、「それとともに特別な授業時間を設けて強化徹底をはかる」という方針との間には、道徳教育の仕方に大きな相異が予想される。この方針の転換が、どのような原理的立場からなされたのか、それについての検討が必要である。

第二に、道徳教育のための授業時間の特設は他の教科の内容と方法に影響をおよぼしはしないか、ということである。つまり、「従来の社会科については、その内容の改訂をはかる。歴史、地理を強化する」という教育課程審議会の今回の方針が、先の道徳教育のための時間特設という方針と無関係ではないのではないかということである。というのは、遠からず打ち出されてくるだろう国定道徳の線で、社会科の改訂なし解体が意図されているのではないかと道徳教育の質と最も深い関連をもつた地理、歴史が「強化」という形で、質的な改訂が行われるのではないか、と予想することもできる。さらに、「全教科を通じて」という名目の下に、国定道徳の強化徹底を期して、今後、社会科以外の他教科の内容の再編成にまで及ぶということが十分考えられる。

### 四、道徳教育をはばむ客観的諸条件の打開をめぐる問題

今日の学校における道徳教育へのはげしい期待のうらには、社会の各方面における頽廃と、このなかでの青少年の不良化の事実に対する不安やあせりが集約されているのではなかろうか。そして戦後の新教育ではまるで道徳教を行つていかつたというような行き過ぎた議論もあらわれている。しかし、これを道徳教育によつて

のみ解決しようとして、社会の道義に関するあらゆる責任を学校にしわよせしようとすることは、余りにも性急であり、不当であるというべきではなかろうか。

すでにこれまで学校の教師は、俗悪な漫画、流行歌や映画など不良文化財と呼ばれるものの影響をはねかえすために、また街の遇連隊や暴力組織にひっぱりこまれた生徒グループを救いだすために、普通に教育と考えられる枠をこえて、あらたな工夫とはげしい努力とを重ねてきている。その努力にもかかわらず、常にひとりの教師の力では何ともできない壁に前進を阻まれていたのではないか。家庭の不和や多忙や貧しさ、商業主義の反道義性、社会や権力のなかにある汚濁等がそれである。これらの壁は道徳教育の成果を阻んでいる。道徳教育の障害となつていている。これらの社会的諸事実を取除くことは、一体誰がすることなのか。これもまたすべて教育者の責任なのか。われわれは日常生活をとりまくいわゆる「生活環境」「教育環境」を明るく浄化することがまずなによりも先になされねばならぬと考える。

国民道義の振興をはかる作業計画において、政府は何を分担することが正しいのであろうか。政府の作業は、国民の間から新しい道徳が生み出されるような条件を作ることであり、国民の生活にのぞみや張り合いを与えることであり、その中で国民とともに、かつて岸首相の言つた三惡追放を実現してゆくことではあるまいか。われわれは今日の世界に、新しい思想と行動の模範を体現した指導者をもつた国民が、新しいエネルギーをもつて発展しつつある実例を知つてゐる。政府が三惡追放の実現に真剣でなく、政府自ら強権をもつて国定の道徳を教育の名によつて国民に下してくるようなことは、果して政府のとるべき道であり、道徳を高揚する正しい方法と云えるであろうか。

次に一般国民としては、その分担を果す上にどんな問題があるのであろうか。現代における家庭生活が著しくその教育機能を弱め、ひとしく子弟の指導に悩むの余り、自分たちの受けた旧い教育経験を思い起し、あるいは外の権威による強制にたよらうとし、学校の道徳教育に教いを求めようとしていることは一応無理のない

ことである。日本の家庭では夫婦や親子の間のうちとけた話し合いの時間さえ僅少であり、母と子の言葉のやりとりも極めて少く、それさえあらあらしい叱責と注意の言葉にうめられていて報告されている。従つて、現代における家庭の教育的地位とその性格、方法について、国民とともに深く考え、道徳教育を基本にさせ且つ受けとめるような家庭の新たな人間関係を如何に作り出すかということは強い関心事であるといわねばならない。

### 五、政治過程との関連における問題

1、近代民主主義政治のもとで、個人の自由と良心の問題である道徳とその教育について、公権力が一定の方向づけや枠づけをすることが果して妥当であるかどうかが考えられねばならない。今日において教育の中立性は、何よりも政治イデオロギーからの中立を意味するが、道徳はすぐれて社会観、人間観にかかり、イデオロギー性をもつ問題である。教育が最終的にめざすべき道徳について、政党政府が殆んど意識的と思われるような方向づけや統制を企てることはそれ自体教育の中立性をおかすものといえないだろうか。

2、明治初年以来、政教一致、国体明微、国運伸長、教学刷新、国民精神の作興、民族的道義心、醇風美俗の振作などの名のもとに、近代化をめざす民主的な思潮がどんなに抑圧されたのかを、われは歴史的事実として知つてゐる。親孝行、愛國心、民族精神、その他の德性の振興のために道徳教育の強化、道徳教科の特設が上から主張され、それがあたかも国民大衆の希望と一致するかにいわれているが、この両者の主張の質の違いは明らかであり、この上からの道徳教育強化論が、かつて幾度かくり返され、日本国民を重苦しい生活につき落すことになつたものと、基を一にするものであると考えざるを得ない。

3、次に審議過程に問題はないだろうか。政党人である文部大臣が自由に選任、構成した審議会に、文部省が早急に企画立案した道徳教育計画を、短い期限をきめて諮問し、しかもその審議の経過が秘密にされていることは納得できない。教育が本当に国民のものであるとすれば

もつと明朗で妥当な委員の選任の仕方がある筈だし、審議も自主的で、しかも広く国民大衆の意見を聞くような形で、十分時間をかけて慎重に進められるべきではないか。

4、国民道德を高めるために、学校の教育課程をいじるよりもさきに、政府として、まずしなければならないことが山積している。すなわち、詰込み学級の解消、教育行政の民主化、教育財政の確立など、要するに、青少年が明るい希望に満ちた生活をおくれるような施策、教師が人間的な生活を保障され、良心にもとづいて教育の仕事に専念できるような条件の整備が何よりも必要なのではないか。国民道德が頽廃しているとすれば、その根本の原因を具体的、客観的にとらえ、抜本的な対策を樹立することが大切であつて、一方的に教育者にその責任をおしつけ、官僚的威圧的なやり方で教師に訓戒や説教あるいはおしつけによる道徳教育を強いるような措置は、教師の政治への不信をいつそう強めるだけではなかろうか。

5、道徳教育のために授業時間を特設するといふが、授業時間ときめ、その学習内容が示されるならば、それは教科以外の何ものでもない。従つて、かかる新教科の設置のために学校教育法、教員免許法の改正を必要とする。それは決して一片の省令改正や通達をもつて処理されるべき性質のものではない。こうした点におかむりをし、あたかも法網をくぐるような形で、実質的に教科特設を行なうがごときは厳に戒むべきことである。

## 六、学校教育との関連における問題

1、道徳教科の特設は、これまでの教育のねらい、教育課程の全体的なしくみ、教育の方法を根本からかえてしまう恐れがある。道徳は人間の生き方に關する問題であり、もつとも人間的、創造的、主体的な性質のものであつて、当然、教育全体の究極の到達点である事実についての科学的な學習、温い自由な雰囲気の中での生き方の追及など、要するに各教科指導、生活指導を通じて培われるものであろう。ところが道徳教科を特設することは、これら教科指導、生活指導の全體的な成果をあらかじめ規定し、これを規制することになるから、結局、道徳教

科での立場や方針が強く全教育課程を拘束することになる。このことは、教育全体のあり方として果して肯定されてよいことであろうか。

2、しかもそこで教えようとする道徳内容は国家主義的な縦の倫理であつたり、具体的な社会理解や生活問題とのとりくみから、切り離された「主体的倫理」やばらばらの抽象的な徳目であつたり、あるいは聖書・論語などを含む道徳的文化財であつたりするならば、この教科特設およびそれが結果する教育過程改変が、世界の歴史の流れに逆行し、政治や経済の要求に無批判的に追随する人間の育成をめざすものではないとはいきれない。

3、とくに、日本社会の民主化のための中核的な教育としての社会化は、これまでどにもかくにも、基本的人権の尊重と平和的な国際理解という近代的な人間の生き方を貫く基本線を肯定する形のものとして進められてきた。もし道徳教育が右のような性格のものとして打ち出されると、それが従来の社会科の基本精神を否定し、やがてそれを解体しようとする意図をもつものではないかと疑われる。

4、また、特設時間での道徳教育の内容が、たとえ一應民主的とみられる徳目であつたにしても、それがばらばらに取りあげられたり、また時間的な制約から、具体的な行動の場からとりだされ、抽象的一般的または象徴的な言葉として子どもに教えこまれれば、その結果はその場その場で適応する人間、人間らしい実感や、自立的な判断力を消失した人間を作りあげることになるのではないか。

5、特定の時間で道徳教育を集中的に行なうことになれば、その時間を担当する教師は、ある程度、道徳的な基準を身につけたものとしてふるまわねばならなくなり、この結果、教師と教師、教師と子どもの間の温かい人間的なつながりがたちきられ、かれらの間に一種の疏遠関係が生ずるとともに、ふたたび教育社会が特殊な重苦しい雰囲気につつみこまれてしまふ危険がある。

6、戦後十二年、教育の現場では人間らしい生き方を身につけさせるための教育指導、生活指導のあり方を求めて、実践をつみ重ね、その考え方を次第に明確にしてきた。この段階で、

政治が一方的に道徳時間を持設し、道徳教育のあり方について梓づけをするならば、教師の自主的な研究は芽をつまれ、その良心的な教育探究は阻害され、かれらをして自由から逃避せざる。

## 一二、酪農の現状と対策

### 一、酪農の現状

#### 1、乳牛飼養頭数の増加

わが国の乳牛飼養頭数は年々飛躍的に増加し、昭和二四年は二〇万頭であつたが、三二年は五八万頭に達した。最近五ヶ年間の飼養戸数並に頭数の推移は次の通りである。

戸数(千戸)	酪農家率	頭数(千頭)
二七年	一八三	三〇六
二八年	一〇七	三〇四
二九年	三五五	三七七
三〇年	三四四	四〇二
三一年	二八三	四六二
三二年	三七七	四八七
三〇年	五・五	五・五
三一年	四・二	四・二
三二年	三・七	三・七
三〇年	三・五	三・五
三一年	三・四	三・四
三二年	三・三	三・三

#### 2、牛乳、乳製品の生産量

牛乳生産高も次のごとく急増している。

(千頭)	牛乳生産量 (千石)	バター生産量 (万ボンド)
二七年	一三	三・二六
二八年	一八	四・七九
二九年	二九	四・九五三
三〇年	三六	五・三三
三一年	一	六・一五
三二年	七	七・三〇(推定)

#### 3、農乳価格と生産費

政府の從來の方針が農家に乳牛を導入することのみに力を注ぎ、飼料対策、消費対策がこれに伴わなかつたことと、酪農資本の不当競争と農民圧迫を排除する努力を欠いたために、市乳、乳製品等の小売価格の割高にかかわらず、原料乳価格はつねに引下げの脅威にさらされている。これを生産費と対比すれば、酪農家の赤字は明らかである。

る結果を招く。自由と自主的な研究、判断を放棄した教師によつて、果して本当の道徳教育ができると考えられるか。

二八年	一	一	一
二九年	一一	一一	一一
三〇年	五	四	四
三一年	五	四	四
三二年	五	四	四
(四一六月)	五	三	三

#### 4、飼料価格の騰貴

牛乳生産費の五一六割をしめる飼料は、コスト引下げの重要な要素であるが、乳価の低迷に比して、飼料価格は次の通り騰貴をつづけている。

二七年	七三	八四	八五
二八年	一一	一〇・三	一〇・〇
二九年	八二	一四・一	一四・一
三〇年	九九	二一・〇	二一・〇
三一年	六三	二〇・〇	二〇・〇
三二年	八五	二〇・〇	二〇・〇
(四一九月)	八八	二〇・〇	二〇・〇

このように三二年の牛乳生産高は昨年の二割増七三六万石に達すると予想されるが、消費の増加がこれに伴はないので、年末には七二万石の在庫となり、約三〇万石の過剰在庫を生ずるものとみられている。現在乳価は市乳用原料乳五〇—五五円、加工用原料乳四三—四九であるが、九月以来乳業資本による一方的な乳価引下げが行われている。飼料価格は本年に入り、昇騰の一途を辿り、ふすまの農家購入価格(九月八四三円)は、前年同月对比一二九%の騰貴を示し、酪農家の採算はさらに悪化し、危機的様相を深めている。

### 二、酪農振興対策

飲用乳	農乳価格
加工原料乳	生産費
こみ	(税込)
三円	三円
三円	三円

#### 1、目標

(4) 総合的食糧増産、農業経営の合理化と

地力増進、国民食生活の改善を目的として酪農を中心とする有畜農業を推進し中小農家の飼養に適する品種の育成とまつて飼養乳牛頭数の増加をはかる。

(1)

酪農普及の基盤を強化するため、水田の機械化、田畠転換、畑地灌漑、草地改良、未墾地開発の事業を推進する。

(ハ) 酪農經營の安定、牛乳消費の拡大をはかるため、飼料の自給化と購入飼料の価格引下げ、生産より流通にいたる機構の合理化により、消費者価格の引下げを促進する。

(二) 乳価の安定をはかるため、生産費を基準とする支持価格を設け、国が乳製品の買入、売渡を行うことによつて生乳の農家販売価格を保障する。

(イ) 国民の食生活を改善し、国民体位の向上をはかるため、学校給食と職場集団飲用を軸として牛乳及び乳製品の集団消費を促し、あわせて農村における自家消費を奨励する。

(ハ) 酪農家の自主的協同組織を確立し、乳業資本の独占的支配と不当競争による弊害を除去し、生産者団体と乳業資本との団体協定による公正な取引関係を樹立する。

## 2、対策

### (1) 乳牛導入の促進

イ、有畜農家創設資金を拡充し、乳牛に対する資金枠の拡大、融資額の引上げ貸付利子の引下げ、償還期限の延長を行ふ。

ロ、中小農家に対する乳牛導入を促進するため農家組合の行う共同購入に対する融資措置を講ずるとともに、国、地方公団体または農業協同組合による乳牛貸付制度を全面的に実施する。

ハ、酪農經營の基盤強化のため、水田地帯においては機械化と田畠転換による牧草導入、畑作地帯においては畑地灌漑と牧草をとりいれた輪作を奨励し、さらに未墾地開放を促進して主畜農業の発展をはかる。

ニ、乳牛をふくむ家畜取引の公正化をはかる。

(2)

かるため、家畜取引法を改正し、家畜検査制度、取引方法の合理化、家畜価格および手数料の適正な規制を行ふ。

イ、飼料の自給化をはかるため、飼料作物種子の増産、飼料栽培の普及奨励、サイロ、カッター等の施設、機具の助成里山地帯の牧野利用を目的とする一部国有林の解放、山林使用権の設定促進草地改良の助成等を行う。

ロ、販売飼料の国家管理を強化し、飼料輸入の増進と政府委託加工の実施により飼料の供給を確保するとともに、營利団体を除外した農業団体のみの一元的配給機構を確立する。

ハ、販売飼料の価格を公定し、且つ飼料価格の安定と引下げのため価格調整を行ふとともに、必要により国が補給金を支出する。

### (3) 乳製品の価格支持と乳価協定

イ、牛乳に対する価格支持制度を法制化し、酪農家の生産費を補償する乳価を保障するため牛乳および乳製品に対する支持価格制度を法制化し、国は必要により乳製品の買上げを行う。政府が乳製品を買上げる場合は、その原料乳の取引について条件を付し、標準価格に達せざるものに対しては乳価の還元を行わしめるなど農家の販売価格を保障する措置をとる。

ロ、各道府県毎に製酪業者と酪農協同組合連合会との団体交渉により年間を通ずる生乳価格の協定を行わしめ、その他の取引条件とあわせて都道府県知事の許可をうけるものとする。

ハ、牛乳、乳製品の中間経費を節減するため、農業協同組合、中小企業のもつ集乳、加工等酪農施設の整備統合を促進し、末端小売機構の合理化と生産者と消費者の団体取引を推進する。

### (4) 牛乳消費の拡大

イ、保育所、小中学校、定期制高校をふくむ学校給食を拡充するとともに牛乳を飲用せしめ、経費の三分の二を国が

補助する。

口、職場における牛乳の集団飲用を奨励し、経費の一部を国が補助する。

ハ、生産者団体と消費者団体が共同して行う十円牛乳の普及について助成する

ニ、食生活改善のための国民運動を強力に展開し、とくに農村における食生活改善運動を生活改善普及員の活動を中心化する。

(5) 酪農協同組織の確立

## 研究

### 一、漁民テーマ研究会報告（一）

#### はしがき

政審水産小委員会による漁業テーマの検討は、本誌前号に採録されている「討議資料(1)」にもとづいておこなわれ、九月十七日の第一回打合せ会以来すでに五回に及んでいる。

九月十七日及び十月三日にひらかれた第一回打合せ会において、テーマのスタイルは、たんに戦略的な勢力配置を定めるだけのものに止めず、充分日常斗争の基準となりうるよう、戦術面にまで立ち入つて具体的に、かつ、わかりやすく記述すること、およびテーマ草案はできれば素案だけでも次期大会に討議資料として配布できるように努力し、最終的には地方機関の批判を得つつ来年十二月頃までに纏め、再来年の大会に正式に提案することを目途として作業を進めることが決定された。

去る十月十七日に開かれた第三回研究会以来「討議資料」にもとづいての実質的討議に入つており、今日までに、「討議資料(1)」の「階級構造」に従つて、独占漁業、中小漁業、漁家層の性格規定、およびそれに関連して、漁業における封建制の問題、漁業部門における党組織の立ちおくれとその原因などいくつかの興味ある討論が行なわれた。これらは回を追つて報告することとして、ここでは、第三回及び第四回研究会でおこなわれた独占漁

業と中小漁業に関する討議の内容を報告するに止める。

#### 一、漁業独占資本について

##### 1 巨大資本と定置漁業

○「討議資料(1)」の一の(3)に、巨大資本が独占または支配的地位を確立している漁業について述べてあるが、このなかに定置漁業を加えるべきではないか、

○いや、定置漁業を独占資本が支配していると言いつることは言いすぎだと思う。定置漁業の場合、沿岸漁民が經營しても結構經營のなりたつような優良な漁場、いわゆる差額地代をうむような漁場は三井楽漁場の場合に典型的にあらわれたように、漁民は激しい斗争を行つても独占資本に奪われることからこれを守つている。独占漁業が經營している定置漁場は、一般的にいつて、漁場価値が前に述べたものよりやや劣り、沿岸漁民が經營するとうまく行かない漁場を、巨大な資本の力によつて、生産と流通機構を同時に支配することによって超過利潤を産むように經營しているというのほんとうではないか、従つて、定置漁業全体を独占資本が独占または支配しているというのは誤りだと思う。

○しかし、表面的には漁民または中小漁業者が経営しているように見えるものでも、立ち入

イ、総合農業協同組合を中心とした酪農家の自主的協同組織を育成強化し、酪農家の共同施設および農協の行う集乳、加工、共同施設に対して融資その他の助成を行い、農協による牛乳の共販体制を確立する。

ロ、都道府県毎に酪農協同組合連合会を設立し、酪農家の共同の利益を増進するため団体協約の主体とするなどその活動を強化する。

つて調べると、実際には独占資本に握られているというのが多いのではないか、（定置漁業に対する）ことはやはり誤りだ、というのが多数意見であつた）

### 漁家とはなにか

○漁家といわれるものに対する皆の見解は一致しているのではないかと思う。すなわち漁家とは家族労働を中心として小生産的漁業を営む者であり、たとえ雇傭労働者を使用する場合でも、その比重が家族労働より低く、かつ、それによつて經營が資本制經營に変つていいものということができよう。

○われわれはよく「漁民」という言葉を使うがこのなかには漁業労働者は含まれるかどうか含まれない。漁民とは本来の小生産漁民、つまり漁家層を指す言葉で、労働者は含まれない。

○漁家經營の改善を考える場合、協同經營もつともっと重視される必要がある。

○しかし、協同經營はなかなか成功しないのではないか。

○それは政策に問題があるのであり、協同經營の目ざしてゐる方向の正しさとは別個の問題だ、それを与え、発展させるための政策をうちだすことが大切だ、いずれにしても、協同經營は漁家漁業がめざすべき方向の一つであることは否定さるべきではない。

### 3 漁業における封建制の問題

○漁業においては封建制はまだ壊されていないという説と、反対に、体制、制度としての封建制は基本的には壊れており、ただ慣行とか思想として残つてゐるのみだという説があるようだがどうか。

○指摘されたようにいろいろな見方があり、漁村では封建制が非常に濃厚に残つており、資本主義化が行なわれていないという極端な主張から、同じように封建制がまだ完全にはなくなつていないと考えながら、それは定置漁業に残つてゐるだけだとする人、あるいは逆

### 4 漁業独占資本は存在するか

○たとえば水産五社はレツキとした独占資本だ

という意見がある反面、いやあの程度のものでは独占資本とはいえない、せいぜい巨大資本というべきだとの意見があるが……

○所謂五社と他の中小漁業の差がたんに量的に相異しているだけなら問題はないが、もしもその間に質的な差異があるとすれば、当然それは独占資本として規定すべきだ。

○自分はかつて巨大資本という規定を行つたことがあるが、今ではこれは誤りであつたと考へている。五社はやはり独占資本と規定すべきだというのが現在の考え方だ。さきほども言

われたように巨大資本とか大漁業という場合は中小漁業にくらべてたんに量的に大きいといふ意味であり、質がちがう場合、やはり独占資本として規定せねばならない。よく知られているように、独占資本主義の基本的な特徴は、生産と資本の集中と集積が行なわれ、それを基礎として独占体が成長していること、銀行資本との融合が行なわれていること、資本の輸出が行なわれていること、国際的なカルテル、シンジケートが結成されていること、世界の領土分割に関与すること、以上によつ

て国家機関に対する支配力を確立していることである。もつともこれらは独占資本主義の特徴であつて独占資本そのもののそれではないが、漁業の独占資本といわれるものは、それがと関連する諸特徴をもつてゐる。まず、生産と資本の集中が行なわれていることには異議はないと思う。もちろん、漁業の独占資本はたとえば鉄鋼などにくらべて独占度は低くい、したがつて、独占漁業が独占集中を行つてゐるといつても、あらゆる漁業部門で独占価格を設定できるほど強大ではない。多くの部門では中小漁業と競合関係にありながら、

一方では独占資本としての機能をもつてゐる。すなわち、もつとも有利なサケ、マス、カニ捕鯨漁業を独占し、独占価格をうちだし、これによつて超過利潤を恒常にうみだしていふ。以上によつて、水産五社はやはり独占資本として考へるべきだというのが自分の意見である。もつとも、日本の漁業独占の基礎は弱いといえる。

(以上の発言を中心、漁業独占の國家権力に対する掌握の仕方、その状態、金融資本との関係などについて色々意見が出たが、時間の関係で討議を中止した。

## 二、中小漁業資本について

(十一月七日開かれた第四回研究会は、時間の関係その他で、前回討議が充分に果されなかつた漁業における封建制、および「独占資本」の問題についての討議の進め方について詰つた結果、たまたま前回の本討論の中心者が欠席していることでもあり、それらの討議は、あとで報告者を決めて充分検討することとして、中小漁業の検討に入った。

### 二、中小漁業資本について

#### 1、中小漁業とはなにか

○中小漁業とはなにかということが問題であるが、従来、中小漁業という言葉は色々に使用されて統一されていない。たとえば、「中小漁業融資保証法」では、中小漁業とは、従事者三百人以下、使用漁船トン数一千トン未満のものを指すこととなつており、小生産者、いわゆる漁家層をもこれに含めている。しかし、経済学的範疇として考へる場合、いわゆる中小漁業とはやはり漁家層とは別なものと考えるべきある。なぜなら、中小漁業は正しくは中小漁業資本といわれるべきものであり漁民層がまだ自家労働を中心とする小生産の段階にあるのにくらべ、その下層のものもすでに基本的には、資本制生産の段階に進んでおり、また、労働の組織のされ方も小生産漁業とは異つてゐる。中小漁業の概念は独占資本に対するもので、独占資本以外の資本漁業

業は、一応中小漁業としてとらえるべきだとと思う。

○今のは五社以外の資本漁業はすべて中小漁業ということになり、たとえば、六社協議会を組織している大資本漁業も、すべて中小漁業のなかに含まれるということだと思うがそれではちとまずいのではないか。これらの会社は、なるほど五社ほどの力はもつてないが、母船式漁業に乗り出すなど大きな力をもつてゐる。

○しかし、それらの大会社も、たとえば、北海道漁業公社は大洋に、報国水産は日本にといふように、いずれも五社の系列下に入つてゐる、したがつて、これらの漁業も独占資本のコンツエルンの中に組み入れられられているべきではないか。

○中小漁業を三つの類型に分類する考え方がある。すなわち、自力的經營群、系列化されたがら伸びてゐるもの、および、まったく独占資本に隸属してゐるもの三群である。なお中小漁業と独占資本の差は、たんなる量的大小ではなく、質的相異としてつかまねばならない。

○北洋漁業における独航船は、独占資本の系列下に入つてゐるが、これをどのようにつかむべきか、いま、北海道の禁止漁区の問題で問題になつてきている。また、北海通で底曳漁業を行つてゐるものもかなり大きいが、これ

もやはり中小漁業と考えるべきか。

- なるほどサケ、マス独航船は、その船の根拠地のある地区を中心として考えれば、規模も大きいし、また、地方権力とつながっているしかし、それらはその地方としてみた場合は大きいが、遠洋に伸びようとする場合は、やはり大洋などの系列に組み入れられねば伸びゆけない。この点を見逃してはならない。
- 大体その通りだと思うが、たとえば、小田原や富山県水見の大定置業者のように、その地方における地方財閥として地方権力を掌握しているものもあり、中小漁業といつてもいろいろの型のあることを見ねばならない。

## 2、中小漁業は敵か身方か

- 中小漁業の独占資本に対立する側面と労働者に対立する側面のうち、どちらが基本的なものか、またはそれは、中小漁業のなかにおける階層によつて両側面の関係が違うのではないか。
- それは、労働運動、社会運動を行う場合と我々が政権をとつて政策を行う場合では違うのではないか。社会党はいつたい中小企業についてどうゆう態度をとつてゐるか、
- 社会党は中小企業は身方だと考へてゐる。綱領では、労働者階級を中心とし、農民、漁民、中小商工業者、知識層その他広汎な勤労階級の参加する斗争によつて革命を行ふと述べてゐる。もつとも、中小商工業者についていままで階層的にとらえてはいなかつたが、現在やはり階層的な検討を行ふべきではないかといふ考えが強くなつてゐる。なお、運動を行う場合と、政権をとつたときとでは異なるということはまちがいで、本来変つてはいけないのではないか、だから、現実の労働運動としては、中小企業と斗ひながら、しかも、こちらの枠内に中小資本をひき入れてゆくことが正しいのではないか。身方にすることができることか否かを知ることが必要だ。それも中小漁業のどの層がそうかを明確にせねばならないのではないか。
- 漁業の場合、問題によつては独占資本でも利用できる側面がある、そのようなことか。
- 中小漁業がわれわれの身方になりうるか否か

について次のように考へてゐる。すなわち、中小漁業資本が、『資本』である以上、一方では労働階級と対立しており、他方ではまた『中小』資本として独占資本と対立する面をもつてゐる。したがつて、安易にまた固定的に、これらの階層は対独占斗争の場合、常にわれわれの身方になると考へることは誤りだと思う。たとえば、民族的契機が激しくあらわれているような場合には、中小漁業はわれわれと同一の立場に立ちうる可能性が大きいと思うが、そうでない場合、なかなか困難ではないかと思う。もつとも、労働階級の階級的自覚が低く、中小資本のインシアチブのもとで斗う場合は、形の上では同一の立場に立つことになろう。問題は、独占資本に対する中小漁業の矛盾と労働階級に対する中小漁業の矛盾のうち、どちらの矛盾が、その時点、その問題において基本的な矛盾となつてゐるかによつて、身方ともなり、敵ともなると考えるべきで、固定的に理解するべきではないのではないか。

○独占資本との対立を考える場合、漁業独占ではなく、国家独占との対立として考えるべきで、漁業独占のみを考えると狭くなる。

○漁業独占と国家独占との関係はどうか、漁業独占は国家独占から構造的收奪をうけているか。

○鉄鋼、セメント、石油独占から漁業独占は收奪されている。

○いや、そういう風にみると問題がある。それらは独占間に内部矛盾があるということを意味するにすぎないとみるべきで、戦術的配慮を払う必要はあるが、それ以上のものではない。

(いろいろ討議された結果、『問題を他の産業と水産業一般の問題にホグしてはいけない』『それを忘れてはいけないが、二次的な問題としてつかまねば誤る』、『他産業対水産業として問題にした場合、問題は進展しないし、傍き道に外れる』などの意見が出され、結局、漁業独占もまた国家独占の一部、またはそのものとして理解さるべきことが明らかにされた。)

### 3、海外漁業における中小漁業と独占漁業の対立

○日ソ漁業では、漁獲の割り振り、および安全操業の面で独占資本と中小漁業との対立が出てくるし、党としてもそうした方向で指導したいと思っている。

○しかし、悪くすると、その問題がかくされ日本漁業対ソヴィエトの対立という形に流れてしまうおそれがある。

○対外漁業を考える場合、すぐオール水産という形で出てくる。しかもそのなかで、独占漁業はガツチリと地歩を占めてしまう。

○対外漁業の場合、よそではオール水産として一つになっているが、北洋漁業の場合だけは独占と中小漁業の対立が激しく表面化している。

#### 4、漁業における思想的立ちおくれ

#### ○しかし、将来は他の場合でもこうした対立は表面化てくるだろう、現に以西漁業では独占資本の力が強いため表面化しえないのであるが、内面的には激しい対立がある。

○漁業の場合、イデオロギー的に著るしく立ちおくれており、自分は三十年位他産業にくらべておくれているのではないかと思つていい。たとえば、日本の遠洋漁業は数回の戦争と日本の帝国主義的進出の必要から奨励され遠洋漁業奨励法に乗つて発展したもので、いわば軍艦旗の庇護のもとに伸びてきたといつてもよいが、今もつて当時のこうした考え方は清算されてはいない。しかも一方、沿岸の小漁民の場合でも、民族的観念が強い上に、彼らはそれらの海外漁場が縮小されることはないにか延いては自分たちの生活も苦しくなるのではないかと考え（また、そのような宣伝が意識的に行なわれている）、排外的になる傾向がある。

○そのような漁業のイデオロギー上の立ちおくれが、いつそく漁業労働者の組織化を大きく阻害しているのではないか。

○自分たちも、なんとかして漁業労働者の組織を進めたないと考えているが、漁業労働者や漁業者や漁民の生活態度のなかに組織をはばむなにかがあるのでないかという気がするがその点どうか。

○彼らの気質、生活態度が大きく組織を阻害していることには異議はない。しかし、自分はここで、漁業における組織の伸びない理由の一つに、政党の責任があることを指摘して、社会党の一そうの努力を促かしたいと考えている。

（右の発言を契機に、党組織ならびに労働組合組織が漁村に伸びない原因をめぐつて、長時間にわたり活潑な論議が交され、有益なシサが与えられたが、ここでは割愛する）

○今まで漁業労働者の組織が伸びない原因をもつばら社会党の工作の不充分という角度から討議してきたが、角度をかえて検討してみたい。中小漁業で雇傭されている労働者が組織しにくいのは、これらの労働者がルンペンプロレタリア的性格を多分にもつていてこれが大きな原因とみられる。それでも、彼らが一ヵ所に集つて生活している場合は、まだ組織しやすいが、中小漁業における労働者の場合は、小生産者のなかに分散して生活しているため、いつそく組織を困難にしている。いま一つは、中小漁業のほとんどは周年漁業でなく、一定漁期だけの操業である関係で、これらの労働者は休漁中は他の産業に雇傭されるいは漁業外の他の産業に雇われるなど転々とせねばならない点に困難がある。したがつて、中小漁業の労働者の組織を進めるに当つては、まず核となる労働者をつかむことが大切だ、すなわち、漁業労働者として雇われるこどを望み、ここに生活の基盤を求めるものを核として選ぶ必要がある。

○その意味で兼業の問題を一度充分に検討する必要がある。（中小漁業の項終り）

○その意味で兼業の問題を一度充分に検討する必要がある。（中小漁業の項終り）

## 資料

# 一、昭和三二年度予算編成に対する要望書

日本社会党

政府の三三年度予算案編成は今や最終段階に入つた。民意によらず政権たらい廻しによつて成立した岸内閣としては、世論に従い早期解散を断行すべきであるが、特に予算はあらゆる政策の綜合集中される性格をもつにかんがみて、予算案編成後直に民意に問うべく国会解散を行すべきである。

然るに目下進行中の政府対自民党の予算折衝が三三年度財政の当然果すべき責任と任務をして、ひたすらに総選挙目当ての人気取り予算案づくりに変貌していることは極めて遺憾である。

わが党は、三三年度予算案こそ来るべき総選挙における主要なる政策対決点と考えるので、政府の予算編成過程にあらはれたる基本方針ならびに才入才出面の重大なる欠陥と過誤をここに次のように指摘する。政府は卒直にわが党的要望に耳をかたむけ、予算編成をして党利党略本位たらしめず、真に政策対決の名に値する内容に改めるべきである。

一、政府は経済政策の基本方針を国際収支の改善におき、予算編成においても極力内需を刺戟せざることを基本方針としているが、本年はアメリカを始めとする資本主義諸国の経済は明かに後退期に入り政府の期待する如く三億二千万ドルの輸出増加は現在の貿易構造をもつてすれば到底困難である。政府はむしろ健全かつ計画的なる内需の向上と日中貿易の拡大をもつて経済の拡大と安定の契機とすべきである。政府の予算編成の本質は、国際收支の改善に名をかりて大企業救済のためにデフレ政策を強行し、国民生活の安定と向上を阻害せんとするものである。

二、政府の一般会計予算編成は福祉国家建設への積極的意欲を全く欠如している。

3、政府の財源棚上げ方式は、大企業の巨大銀行よりの借入金を財政資金をもつて肩代りするのがねらいであつて、国民の租税負担によつて大企業の自己資本の充実と巨大銀行のオーバーローンの解消を促進せんとするものである。一般会計の棚上げ財源はふりむけるべきである。

1、税制改正については、物価上昇によつて低所得者に対する所得税減税効果がすでに喪失している現状にかんがみて、国民の租税負担の不均衡是正を基本方針とし三三年度は低所得者中心の所得税減税と、年所得五〇万円以下の小企業の法人税、個人事業税、農業用固定資産税の軽減をはかり、一方において大法人及び高額所得者に対する過度の減免措置を撤廃すべきである。

2、才出予算の編成は多額の財源棚上げと防衛費の増額に重点がおかれている一方では社会保障、文教、住宅関係の才出は人口増加の現状からみればむしろ相対的には減額されている。かつまた中小企業及び農林漁業関係予算はいぜんとして軽視され政府自らの公約は全く無視されている。

政府はICBMと人工衛星がとび世界各国が陸上兵力を削減せんとしている現状にかんがみ、自衛隊の予算を大幅削減し、国民皆保険の実現、結核治療の全額国庫負担、国民年金の実施、失業対策事業の大巾拡大、生活保護児童保護の単価引上げと拡大、低家賃公営住宅の大量建設、義務教育における父兄負担の軽減、原子力平和利用等の科学技術振興費の増額をはかつて、国民生活の保障と向上について、国民が納得しうる予算編成を行うべきである。

三、政府の財政投融資計画の編成は増額を極力抑制して余剰原資の棚上げをはかり、これを大企業向けの投融資に予約している。かかる計画のねらいは一方では不況宣伝をつづけて金融引きしめを続行し実は大企業本位の救済投融資を確保するものである。財政資金と民

## 一一、日経連の見解に対する再批判

(一九五七、一一、二二八)

さきにわが党は、鉄鋼連盟はじめ経営者側が一致して労組の賃上げにゼロ回答を行つてゐることの理論的根拠が薄弱なることをつき、日経連臨時総会で明らかにされた賃金ストップに関する報告の批判をして、経営者側の反省をうながした。しかるに日経連では、十一月二十七日常任理事会をひらき、賃金問題を検討した結果逆にわが党の批判を反批判する「経済調整期下における賃金問題について」と題する見解を明らかにした。このなかで日経連は、(1)現在の情勢では生産性の伸びに見合つた賃金の引上げを要求することはムリであり、また間違つていい。②大企業の場合でも利潤は国際的にみてまだ低い。(3)技術革新、激しい輸出競争に対処するため、賃金引上げよりも自己資本の充実の方が先だ等々を強調しているが、これは從来までくり返されてきた資本の独善的な宣伝的辞令に過ぎない。

わが党は再び、賃金に関する公正な見解を発表し、もつて経営者側の再考をうながしたいと思う。

- (1) 労働能力に対する支払われる賃金が生産性に見合つて上昇しなければならないとする考え方を誤りとしているが、生産性向上率二〇%に比して賃金上昇率は半分の一〇%にとどまつており、且つ、一年來の政府の諸物価引上げ政策によつて生計費は月二万円の給与で千二百四十円にのぼつてゐることは既に指摘したところである。しかも最近の運賃、米値の引上げ、健康保険の改悪などを考えると実質的には決して上昇してないどころかむしろ下つてゐることも考えられる。

間資金をあはせて一元的資金計画をたて、一律の金融引きしめ政策を排して計画的に公共的性格の事業ならびに中小企業、農林漁業等おくれた産業に対して重点的に資金配分を行すべきである。

国際的にみても、わが国のこの数年間の生産性向上率は、欧米資本主義諸国に比べ三〇・四〇%上廻つておるにもかかわらず賃金上昇率はほとんど変つていないのであって、賃金が生産性の上昇に見合わないことわが国の如く甚だしきはないのである。

しかも、このような事実を敢て無視し、

しかも生産性向上運動当初において約束された生産性上昇の公正な配分はすでに、古ぞうりの如く蹂躪されている。

(2) 生産性と賃金の関係を国際競争の面から考へるべきであるとしてわが国の生産の回復が製造工業の例から、アメリカの七、八分の一、西ドイツの二分の一であることが引用されているが、同じ国を時間あたり賃金で見ると、日本はアメリカの約九分の一西ドイツの二分の一である。すなわち賃金もまたきわめて低い水準にあることを統計は示しているのであつて、日経連が得々として見せびらかせている外国の例は何ら説得力をもも得ない。

しかも問題の焦点になつてゐる鉄鋼、造船については、三年利益で例えれば鉄鋼の場合、二九年下期に比して約八倍であることはよく知られており、賃上げを拒否する理由は全く見当らないのである。

(3) 大企業の生産性向上の成果を賃金引上げで吸収してしまうのではなく、その成果を国民経済全体に寄与せしめるようつとめるべきだとする主張は、この上なく独善的である。国民経済全体を真に考えるならば最低賃制の実施こそ促進るべきであり、中企業に対する積極的な近代化措置と相ま

つて、経済構造全体の近代化、体質改善をはかるべきである。

(4) 企業利潤についても、国際競争という立

場を強調し、利潤額を国際的にみても、わが国の企業は平均して英國の約四分の一の収益をあげているに過ぎないとして、企業成積の向上をうたつているが、このような平均水準の低さは、膨大な中小企業をかかえるわが國の後進的要素に由来している。

しかも、一昨年来の無計画、放漫な設備拡張競争は生産過剰と操業短縮とをやむなくし、自ら利潤率の低下を招いている。そこで賃金引上げを阻止しかつ独占企業の力を強め、自己に好都合な中小企業の系列化を行つてゐる。かかる企業格差をもらしていゝものである。

(5) かくて、日経連の見解はまことに独占的資本の利益に偏した一方的のものであるがこのたびの常任理事会の見解において先にみられたコスト・インフレ論は、わが党の

批判の前に弱まつてゐる。これは日経連が自らの賃金ストップを合理化するための手段として便宜的に「コスト・インフレ論」が用いられた証左であり、言いかえれば賃金ストップ・ゼロ回答の理論的根拠がまさに薄弱であることを示している。

(6) もし日本経済にとつて当面重要なことが国際競争であり、国際競争面における日本経済の強化こそ重要な課題であるとするならば、なぜ日経連は中国市場の開拓に積極的な意見を示さないのであるか、また財政と民間資金の統制について積極的な対策を考えようとしているのか。

これは前にも述べたことではあるが、決して言い過ぎるものではない。日経連の見解は、自己の怠慢、無氣力を何ら省みず、一切を労働者の犠牲によつて切り抜けようとする安易な動脈硬化した保守主義の実体を、さまざまと示している。

反省、再考を強くうながしたいと考える。

### 三、日経連の賃上げ抑制理論の矛盾を衝く

(一九五八、一、一八)

今日経連は「当面の日本経済と賃金問題」と題するパンフレットを出して相も変わらず賃上げ抑制のための理論組み立てに汲々としているようであるが、数ヵ月前の発表では賃上げ抑圧の論拠をコスト・インフレ論においていた。今回は数ヶ月後、事実を以て論拠なしとなるや、今回は数ヶを主たる論拠とするに到つた。その論拠は一貫していない。

二、日経連は本年度、最大の課題は外貨危機の克服であり、消費インフレを警戒せよといふが、実は反対である。最近、国際收支の改善は予想外に好転している。それは莫大な在庫があつたためであり、それ故、今後の輸入見積りも、政府の三十二億四千万ドルは過大である。それ故国際收支改善を以て賃金抑圧の

理由とすることは不当である。むしろ問題は過剰生産による操業短縮不況の深刻化にある。今後世界景気も後退し、輸出の困難が予想されるとき、過剰生産による不況打開は、日中貿易の拡大と同時にむしろ大衆生活水準の引上げによる内需振興によるべきである。三、日経連は技術革新、賃金格差の縮少、雇用の拡大は資本蓄積の力によるというが現実は反対である。これらの解決のために、自由放慢の私的資本蓄積や外資技術提携等によるものでなくして、国家的な立場にたつ、財政支出、中小企業の保護政策、資本抑制の計画経済によらなくては解決し得ないものである。

三、日経連は他人資本依存率が大きくなつて、企業経営は悪化しているというが、これは、莫大な利潤、社内留保が温存されていることは無関係で、大企業の経営における利益は

不況下にあつても維持されている。他人資本率が多くなつたことはむしろ莫大な投資競争の結果ではないか。

四、ある業種についてはコストインフレがあるといい、国鉄、私鉄の運賃値上げのみを主な例にひいているが、これは牽強附会も甚だしい。これら運賃引上げは、安い公定運賃、莫大な運輸量の増大の結果もたらされたもので

あり政府の政策の失敗によるものである。資金には関係のない問題である。

五、全体として、立論は、資本主義經濟と政府の政策の失敗からくる諸現象を、強引に資金抑圧に結びつけるというやり方で、利益率等の系数をすべて戦前と比較していることは、何ら現在賃上げ抑制をすべき論証とならない。

## 四、第二十七国会に於ける地方行政委員会 活動の基本方針

### 一、都道府県議員の選挙区改正について

町村合併に伴う府県会議員選挙区の異動について、目下選挙制度調査会で検討中であるが、試案によれば、一人一区制を原則とし、定数削減を意図しているが、これは、地方自治の拡充にもとり、更に地方議員の性格上適当でないので反対する。

### 二、地財再建法の改正

最近の再建団体に対する自治府の干渉は日を追うて激しくなるので、再建団体の自治権を確保し、自治府の干渉を排除し得る為の法改正を行う。

### 三、地方債の枠の縮少に反対する。

前国会より継続審議となつてゐる我党提出の本案を成立せしめる。

四、寄附募集の規制法案を成立せしめる。  
前国会より継続審議となつてゐる我党提出の本案を成立せしめ、住民の税外負担を軽減し寄附募集の規制をする。

### 五、過大都市抑制の特別措置法を提出する。

最近大都市に人口、産業が集中し府県間の経済力のアンバランスが激化している事に鑑み、英國労働党が戦後立法化した英國工場配置法に準拠した産業の計画的分散の為の特別立法を研究し、本国会に提出を努力する。

### 六、町村会議会に議会事務局を設置する為の法制化を（地方自治法の一部改正）行う。

### 七、地方交付税については政府与党の情況により再度党独自で二七・五の改正案を出す。

### 八、地方税改正案

#### 1 住民税

勤労者の負担軽減と地域的不

#### 7 軽油引取税、国税移管に反対する。

#### 6 鉱産税

地区的に税源が偏在し、徵収確保が容易

でないので県税移管を研究する。

1 個人	五〇万円迄	八%	均衡の是正を行う。
2 事業税	個人事業税の基礎控除の引上げ、中小法人事業税の税率引下げを行う。	八%	
3 現行	一二万円	二十万円	改正案
4 改正案	(基礎控除)		
5 法人	五百萬円迄	一〇%	
6 二百万円迄	一一%	一〇%	
7 二百万円以上	一二%	一一%	

1 国税	於て租税特別措置法を改正して大規模法人よりの增收が見込まれるから現実には事業税は減収にならない。	六%(税率)	
2 上げる	(現行三〇〇円)	八%	
3 イ、大衆飲食の免税点を五〇〇円に引上げる	(現行八〇〇円)	八%	
4 ロ、宿泊料金の免税点を一、〇〇〇円に引上げる	(現行一〇〇円)	八%	
5 ハ、イ、ロ大衆飲食、宿泊の標準税率を五%に引下げる	(現行一〇%)	八%	
6 自転車荷車税(原動機付自転車を除く)	廃止する	八%	
7 木材引取税を廃止して、立木、抜採税新設を検討する。	八%	八%	

消防施設税を新設する。

消防審議会答申（消防税を新設して住民より家屋機械の二‰相当額を徴収する案）は実質的には固定資産税の増税であるから

## 二、当面の政策と第廿七臨時国会報告

## 岸政権との対決

八  
內容

# 第一 部 農地の文教政策と現状問題 第二 部 農業問題の現状と対策

9 電気ガス税の特定事業に対する非課税を整理し、之を取止める。街路燈の電気にに対する電気、ガス税は非課税とする。

10 固定資産評価引上げに反対する。

11 殊に農地に対する平均四%引上げは農家収入に甚大な影響を与えるので反対する。

12 公団公営住宅の固定資産税課税に伴う家賃値上げ問題については使用者課税反対の原則から絶対に反対し、公団の經理内容の改善、公団資金の低利提供を別途考慮する。  
地方債元利償還問題  
交付交債利子（三五億）の全額国庫負担の為の立法を提出する。

唯一の党中央機関誌

月刊社会党  
三月号 発売中

特集 ★三十三年度予算案をあばく★

## ◆三十三年度予算案の背景と性格 木村禎八郎

中小企業 農業労働 社會保障 稅金  
財政投融資 地方財政 科學技術 文教  
防衛關係 住宅、公共事業

## ◇予算斗争はいかにあるべきか

◇大牟田地区革新商店連盟をめぐつて  
松村正照

松村正照

山口房雄

## ◇ 党組織について(2) 英国労働党 = 渡辺 朗

渡辺  
朗

# 党の前進のために

學習討論資料

—一九五七年度中央政治学校の討論記録—

内外の諸情勢と党的闘い

## 党綱領について

青島人部討論集会の報告

音序

首格五〇四(一)

30部以上一括は二割引

(ただし前金にかぎる)

申込先 本部教宣局 振替 東京 一九五六六八